

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

令和6年(ネ)第1861号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟控訴事件

控訴人 山縣真矢 外7名

被控訴人 国

控訴審第3準備書面
(婚姻制度を利用できないことによる不利益が
解消・軽減されていない実情の整理)

2024(令和6)年12月25日

東京高等裁判所第24民事部イ係 御中

控訴人ら代理人 弁護士 上 杉 崇 子
弁護士 寺 原 真希子
弁護士 齋 藤 信 子
弁護士 大 崎 茉 耶
弁護士 佐 藤 真依子
弁護士 向 井 香 織
ほか

第1	本書面の意義	5
第2	前提としての用語の整理	5
第3	パートナーシップ制度による不利益解消の限界・総論	6
1	パートナーシップ制度によって得られうる利益／軽減しうる不利益の 限界	6
	(1) パートナーシップ制度の概要と期待されている効能	6

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

(2) 行政サービスとの関係	8
(3) 民間サービスとの関係	11
(4) 税制度・社会保障制度	13
(5) 小括	14
2 パートナシップ制度利用の地理的制約	14
3 制度利用手続上の制約	15
4 時間的制約	17
5 パートナシップ制度利用者等のアンケート	17
6 小括	20
第4 生活場面毎の具体的不利益及びそれが解消・軽減されていない実情	20
1 医療関係での不利益	20
(1) 「家族」の取扱いに関する総論	20
(2) 面会制限	21
(3) 診療情報の説明・医療同意	24
(4) 入院手続の代理、保証人・連絡先としての扱い	29
(5) 臓器移植	31
(6) 治療の遅れにつながる危険性	32
(7) 小括	34
2 緊急時の警察対応等	35
3 要介護等の状況における不利益	36
(1) 成年後見制度の利用における不利益	36
(2) パートナーやパートナーの親族の介護における不利益	37
4 パートナーの死後における生活保障からの排除	37
(1) 相続制度からの排除	37
(2) 配偶者居住権等からの排除	40
(3) 葬儀や遺骨の引取りにおける他人扱い	41

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

(4) 小括	42
5 子育て／子の福祉との関係での不利益	43
(1) 共同親権を設定することができない	43
(2) 子どもの教育における不利益	44
(3) 子どもの医療機関受診時の不利益	46
(4) 育児休暇・看護休暇取得との関係での不利益	47
(5) 税・社会保障上の不利益	48
(6) 子の実親（親権者）が死亡した際に生じる生活の危機	48
(7) 小括	50
6 就労における不利益	51
(1) 福利厚生制度からの排除	51
(2) 人事上の取扱いでの不利益	55
(3) S O G I ハラスメント被害	56
(4) 小括	57
7 住まいの確保にあたっての不利益	58
(1) 賃貸物件への入居	58
(2) 不動産購入	62
8 被災時の不利益	64
(1) はじめに	64
(2) 仮設住宅や復興住宅への入居	64
(3) 安否確認	65
(4) 同性のパートナーの子ども	65
(5) パートナースhip制度により利用できる行政サービスとして被災 時の支援を明言していない自治体が圧倒的多数であること	66
(6) 小括	68
9 小括	68

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

第5	様々な不利益の総体が人生全般にわたる不利益であり、生命身体を損 なう結果につながる危険があること	69
1	日々不利益が累積していくことの重大性	69
2	各種アンケートに寄せられた声	70
3	同種事案における東京高等裁判所判決の指摘	78
4	小括	80
第6	結論	80

第1 本書面の意義

本書面は、自治体によるパートナーシップ制度をはじめとする、法律上同性のカップルの被る不利益を多少なりとも解消・軽減するために設けられた制度や民間事業者の取り組み等では、不利益が相当程度解消又は軽減されているとは到底いえないことを詳述する。この点に関しては、既に訴状、原審原告ら第11準備書面、同第13準備書面、同第34準備書面、同第38準備書面などでも述べたが、本書面はこれらの書面での控訴人らの主張を補足するものである。

以下、「第2」では、議論の前提として、控訴人の主張における「パートナーシップ制度」の意味について確認する。

「第3」では、パートナーシップ制度によって享受しうる利益や利用範囲の限界の一般論を整理する。

「第4」では、医療や子どもの福祉をはじめとする生活場面ごとの不利益の状況について補充する。

「第5」では、医療や福祉という直接的に生命身体に関係する分野に限らず、様々な生活場面の不利益が総体として生命身体を損なわせることについて、再確認する。

第2 前提としての用語の整理

「登録パートナーシップ制度」とは、一般的に、他国で導入された法制度をさす。控訴人らの主張もこの定義にしたがっている。例えば、ドイツの登録パートナーシップ制度を定めた根拠法は、「登録された生活パートナーシップに関する法律」と日本語訳されている(甲A711・脚注3)。このような根拠法の翻訳に由来して、他国で法律に基づき導入されたパートナーシップ関係を登録する制度が「登録パートナーシップ制度」と総称されていると思われる。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

これらの制度は、法律に根拠づけられたものであるから、制度を利用したカップルは、根拠法に基づき法的効果を享受することが可能である。そして、このように文言を定義した場合、現在の日本には、「登録パートナーシップ制度」は存在しない。

現在の日本に存在する制度は、地方自治体による「パートナーシップ制度」ないし「ファミリーシップ制度」である。

書証も概ね同様の整理を前提としている。他国の制度について論じている書証としては、京都産業大学教授の渡邊泰彦氏の意見書（甲A576の1）や論文（甲A712）、立命館大学名誉教授の二宮周平氏の意見書（甲A600）、ドイツ法学者の石嶋舞氏の論文（甲A713）等があるが、いずれも、他国の根拠法に基づく制度を「登録パートナーシップ制度」と表記している。他方で、国内の地方自治地によるパートナーシップ制度について言及している数々の書証では、同制度について「登録パートナーシップ制度」という文言を用いず「パートナーシップ制度」と表記されている。

第3 パートナーシップ制度による不利益解消の限界・総論

1 パートナーシップ制度によって得られうる利益／軽減しうる不利益の限界

（1）パートナーシップ制度の概要と期待されている効能

自治体のパートナーシップ制度は、行政が策定した要綱等を根拠とするものがほとんどであり（甲A714・3～6頁）、その場合、法的効果は付与されない。渋谷区等ごく部分的に条例を根拠とするものもある。条例が根拠となる場合には、理論上は条例として可能な範囲で法的効果を付与することが可能であるが、法令と齟齬が生じる内容を定めることができない以上、民法の法定効果や第三者への拘束力を付与することはできない（甲A714・9頁、甲A715）。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

パートナーシップ制度運用の詳細は、実施自治体により様々である。概ね共通する構造としては、各自治体が定める要件を満たす成人2人が、自治体に対し、自分たちが共同生活を営むパートナーである旨の宣誓を実施し、自治体が「宣誓を受けた」ということを証明する書類を発行するというものである。制度を利用するカップルが子育てをしている場合に、子どもの名前も書類に記載するという運用の自治体もあり、そのような場合には、「ファミリーシップ制度」と称されている(甲A330、甲A674～687、甲A716～795、甲A833、甲A912～919、甲A939等)。

パートナーシップ制度やファミリーシップ制度の導入が相次いでいるのは、導入すること自体に、事実上の重要な効能があるからである。すなわち、制度を設けること自体が、同自治体内で暮らす法律上同性のカップルが存在することや、法律上同性のカップルが子どもを育てている生活実態を可視化する効果がある。いわば、報道や役所内の掲示等で制度を知った者に対する啓発である。そして、法律上同性のパートナーと生活している(あるいはそれを希望する)性的マイノリティ当事者にとっては、地方自治体が自分たちの関係を認める制度を作ったということ自体により勇気づけられるという心理的効果もある。制度を利用することで、自分たちが生活をともにするカップルであることを他者に説明する際の精神的な負担の軽減も期待されている。

そして、当該自治体が運営主体である公営住宅や医療機関、福祉制度、当該自治体の職員の福利厚生制度においては、パートナーシップ制度を利用するカップルを家族として取り扱うことを定めている自治体もある。この範囲では、具体的に享受可能な利益もありうるといえる(詳細は後述する。)。

しかし、すべての自治体がそのような取扱いを明示的に定めているわけではなく、むしろ、パートナーシップ制度を導入した自治体でもそのような取扱いまで明言するのは少数である。多くの者にとってその取扱いを享受する機会は乏しい。何より、地方自治体によるいかなる制度にも、婚姻制度のような法的効力はない。パートナーシップ制度を利用したとしても、パートナーの法定相続人にはなれず、現にともに育てている子について共同で親権を持つこともできず、配偶者や家族として在留資格を得られるわけでもない。

したがって、婚姻制度を利用できないために生じている不利益のうち、法的効果に関する部分については、パートナーシップ制度の利用による解消・軽減は一切ない。社会的効果・精神的効果に関する部分は、パートナーシップ制度の利用により解消・軽減しうるものがないわけではないが、ごくわずかである。

国立国会図書館調査及び立法考査局による「地方公共団体のパートナーシップ認定制度」(2024年3月7日発行、甲A796)でも、「同制度は、婚姻と同等の法的効果を発生させるものではなく、活用機会の不足や地域的偏りなどの課題も指摘されている。先進的な取組による課題の解消も見られるが、部分的なものにとどまっている。」「パートナーシップ認定制度は、あくまで地方公共団体主体の取組であり、当該法制度又は当該枠組みを代替することはできない」と指摘されている(11頁)。

(2) 行政サービスとの関係

パートナーシップ制度が地方自治体の制度である以上、制度を利用することで法律上同性のパートナーを配偶者同様に扱うと明言されるのは、当該地方自治体が運営主体として適用対象を決定する権限を有する制度との関係でのみである。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

典型例として挙げられるのは、当該自治体が運営する公営住宅への入居申込み、公営墓地の利用申込み、公営病院での面会や治療同意等という限定的な場面である。しかし、必ずしもすべての自治体がこのような場面で配偶者同様に取扱いと明言をしているわけでない。

例えば、埼玉県では、63ある全市町村のうち、川口市を除く62市町村でパートナーシップ制度ないしファミリーシップ制度が導入されている。埼玉県のウェブサイト上で、各市町村の制度利用により可能な行政サービスが整理されている(甲A797:埼玉県 県内市町村のパートナーシップ制度等実施状況)。

この整理によれば、パートナーシップ制度利用により「利用できる行政サービスはない」市町村は、越生町、吉見町、皆野町、長瀨町、小鹿野町と5つも存在している。そもそも、利用可能な行政サービスの典型例として列挙されたのは以下のわずか9項目しかない。

1. 公営住宅の入居申込等(県営住宅を除く)
2. 公立病院等の病状説明等(県立病院を除く)
3. 保育園等の送迎
4. 公営墓地の申し込み
5. 市町村職員の給与制度(扶養手当等)
6. 市町村職員の休暇制度(結婚休暇当等)
7. 市町村職員互助会における給付(結婚等祝金等)
8. 住民票の続柄を変更できる(縁故者等)
9. 税証明の交付

それにもかかわらず、甲A797によれば、以上すべての項目を利用可能と明言している市町村は1つもない。また、自由記載欄では、その他の利用可能サービスを多数列挙する自治体もあれば、記載のない自治体もある。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

この整理から、一般的に「自治体のパートナーシップ制度によって享受可能になりうる利益」として想定されるものが、実際には必ずしも各自治体の制度で付与されているわけでないことが明らかとなっている。さらに、居住自治体によって享受可能な利益の内容・程度には大きな偏りが生じており、パートナーシップ制度利用を証明する書類の交付以外に何も利益が享受できない自治体も少なからず存在する。

また、神奈川県においては、県内全市町村でパートナーシップ制度を導入しており、県営住宅や里親認定登録、同性パートナーに対する病状説明や看取りの立会い等 11 項目がパートナーシップ制度使用により利用できる行政サービスが提供されている(甲 A 8 3 3)。しかし、例えば医療関係のサービスについては病院毎に異なる旨の注意書きがなされており、パートナーシップ制度を利用していても、必ず病状説明等が受けられるわけではない。また、前記埼玉県にて利用できる行政サービスのうち、公営墓地の申し込みや続柄の変更、税証明の交付等は神奈川県で利用可能なサービスに含まれていない。このように、県内全市町村でパートナーシップ制度が導入されている自治体でさえも、同制度を利用したカップルが享受できる利益はごく限られたものとなっている。渋谷区パートナーシップ制度利用者アンケートでは、「パートナー関係を認知・認定してほしい行政サービス」として、保険、税、防災、子育て等様々な生活局面における行政サービスが挙げられている(甲 A 7 9 8・スライド 4 1～4 5)。先駆的にパートナーシップ制度を導入した自治体であっても、制度利用カップルの行政サービスの利用にあたって、多数の課題がある。パートナーシップ制度を導入した各自治体ごとにサービスの差異があり、かついまだ多くの課題を抱えていることに照らせば、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク(甲 A 8 3 4)に

よって自治体間の転居時の手続きを簡素化する等の努力がされていても、十分な不利益解消にはつながらない。

行政サービスの利用から排除される不利益について、パートナーシップ制度を用いることで解消・軽減できるようになった部分はあるものの、その範囲は非常に限られており、生活において行政サービスが必要となる場面全体と比べればごくわずかである（場面ごとの詳細は後述）。不利益が相当程度解消・軽減されたとは到底言えない。

（３）民間サービスとの関係

民間サービスについて、パートナーシップ制度を利用していたところで、どのように取り扱われるかについては何の保証もない。

上述のとおり、パートナーシップ制度の多くは行政の定める要綱を根拠としているため、そもそも第三者を拘束する法的効果は付与できない。

条例を根拠とする場合には、当該自治体の条例の効力が及ぶ範囲の事業者にはパートナーシップ制度利用への配慮・尊重を条例により求めることが可能である（甲 A 7 1 5：渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例第 1 8 条）。しかし、条例で事業者に配慮・尊重を求める場合でも違反した事業者に対し罰則を設けているわけではないので、現実的には事業者側の理解・協力に委ねられているといえる。

東京都は、都のパートナーシップ制度利用者が利用可能になる民間事業の一覧を公開しているが（甲 A 7 9 9）、全 3 5 項目で、うち保険会社による保険事業が 1 6 項目、住宅ローンが 4 項目、携帯電話の家族割等のサービスが 5 項目、航空会社の家族割などのサービスが 3 項目と、活用できる場面は極めて限定的である。現代社会において、人々の暮らしは日々無数の民間事業者とのかかわりに支えられている。その総体と

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

比較すれば、パートナーシップ制度利用により配偶者同様の扱いが受けられると確認できる事業者は、ごくわずかといわざるをえない。

渋谷区のパートナーシップ制度利用者のアンケート(実施時期2022年7月8日～同年8月8日、甲A798)でも、以下の回答が寄せられた。

「異性カップルに比べると金融機関の対応サービスの選択肢の少なさに不公平さを感じる」「個人年金の据え置きの場合、パートナーシップ証明では死亡した時の年金の受取人になれない」(甲A798・スライド37)

民間事業者にパートナーシップ制度を利用していることを伝えてサービスの利用を求めたところ、事業者内で知識が浸透しておらず部署をたらい回しにされるなどしてスムーズに手続きができなかったという旨の回答が複数あった(甲A798・スライド39)。

また、以下の事例も掲載されている(同・スライド62)。

「スポーツジム入会時、最初は同性もファミリー割ができるとスタッフから言われていたが、いざ手続きしようとしたときには弁護士に確認しますと言われて時間がかかった」

「アパートを借りようとしたとき、大家さんが証明書のことを取り合ってくれず、賃貸の申し込みを断られたことがある」

「マンションに住んでいてシェアハウスと疑われたり、民泊していると言われたことがあります」

「クレジットカードの家族カードを作ろうとしたら親族ではないからという理由で断られた」

これらの回答からは、先進的にパートナーシップ制度が導入された渋谷区ですら、パートナーシップ制度の利用により家族としての扱いを受

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

けられるサービスの選択肢が限られており、利用できる場面であっても、手続きがスムーズに進まないことが明らかとなったといえる。

同様のことは、他の自治体のアンケートからもわかる。

中野区のパートナーシップ制度利用者のアンケート(甲A800)では、保険会社で生命保険の受取人指定をしようとした際、「たらい回しにされた」「自宅訪問及び聞き取り調査が必要だと言われた」との回答が記載されている(2頁)。

藤沢市のパートナーシップ制度利用者のアンケート(甲A801・6頁)では、以下の回答が寄せられた。

「サービスを利用する際など、いちいち家族として扱ってもらえるか確認が必要である。」

「不動産によっては、家を借りる事が出来ない。」

「家購入のため、ペアローンを組む際、任意後見人制度を用いたこと。」

「家を購入する際にローンを組むことができる銀行が限られており、ローンを組む時も、公的証書が必要なので出費が多い。」

以上からすれば、民間サービスの利用から排除されるという不利益について、パートナーシップ制度を用いることで解消・軽減できるようになった部分はあるものの、その範囲は非常に限られている上、利用にあたって時間的・精神的・経済的負担が法律上の夫婦よりも大きいということも稀ではないと言える。不利益が相当程度解消・軽減されたとは到底言えない。

(4) 税制度・社会保障制度

法制度により適用範囲が規定されて運用される税制度や社会保障制度において、法律上「配偶者」が利益享受範囲として定められている制度が多数存在する。「配偶者」になれない法律上同性のパートナー

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

は、それらの制度からの適用がなく、各種の利益を享受できない地位に置かれている。

これらの不利益は、自治体が運営するパートナーシップ制度の利用によっては一切解消・軽減されない。

全国弁護士連絡会の調査(甲A318)においても、税制度・社会保障制度上の不利益が生計上の大きな負担になっていることを訴える回答が多数寄せられた(別表②及び別表③)。現実に金銭的な困難を経験したという実例が多数寄せられた他、利益享受から除外されている生活が続くことについて将来の不安を感じているという趣旨の回答も多数あった。

(5) 小括

以上のとおり、パートナーシップ制度が地方自治体による制度であるという性質上、法律上同性のカップルが同制度を利用することで享受可能になりうる利益の範囲は自ずと限界がある。

制度の性質上、都道府県・市町村が運営権限を有する事業の関係でしか不利益解消・軽減が確実でなく、その範囲においても、解消・軽減可能な全ての不利益がカバーされているわけではない。むしろ、それぞれのパートナーシップ制度利用により実際に行政サービスの利用が可能になり不利益を解消・軽減できる機会は、非常に限定的である。日常生活において婚姻制度からの排除により生じている不利益が解消・軽減される機会は乏しい。

2 パートナーシップ制度利用の地理的制約

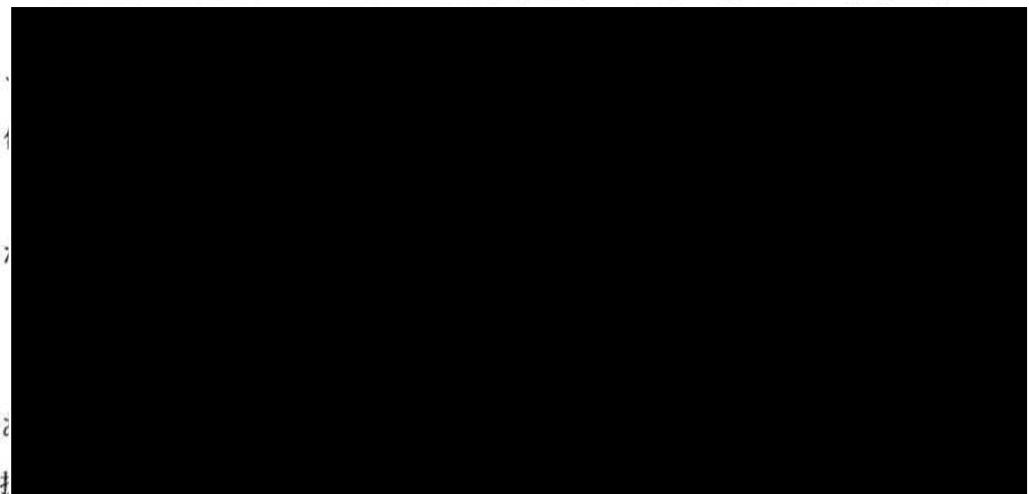
パートナーシップ制度を導入する自治体が増加しているとはいえ、まだ導入されていない自治体も少なからず存在している。制度が導入された自治体へ移住することが可能なカップルもいるであろうが、仕事や健康状

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

態、家族の介護等の事情で転居が困難な場合には、居住自治体が制度を導入しない限り制度を利用する余地がない。

パートナーシップ制度は、地方自治体ごとのものであり、前述したとおり、自治体を転出すると使えないのが通常である。転居しても制度を利用している状態がスムーズに移行できるよう、自治体間で「相互利用連携」と呼ばれる取り組みが広まってきている、しかし、まだ部分的な動きであって、利用範囲の限界もある。

「結婚の自由をすべての人に訴訟全国弁護士連絡会」が2022年7月に実施したインターネット上のアンケート調査(甲A318、以下、「全国弁護士連絡会調査」)では、以下の回答が寄せられた。



婚姻制度であれば受けることのない地理的制約の下、パートナーシップ制度を利用できる機会も制限を受けることになる。

3 制度利用手続上の制約

婚姻届は、夜でも土日祝日でも提出できる。提出にあたり、予約の必要はない。届出人の本籍地以外にも、所在地の市区町村役場にも出すことができる。婚姻届以外に通常必要なものは、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)と届出人の本人確認書類くらいであり、提出先の役場が婚姻当事者の

本籍地である場合には戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)も不要である。婚姻する当事者が2人で提出しなくてもよく、郵送提出でもよい。

これに対して、パートナーシップ制度は、前述のとおり、効果、利用範囲に限界があるにもかかわらず、その手続は、婚姻届より制約が大きい。

例えば、福岡市の手続きでは次のとおりである(甲A802)。まずは予約をしなくてはならず、いきなり宣誓しに行くことはできない。予約した日時に宣誓をするのであるが、宣誓は、月から金の午前9時から午後5時に限られ、土日祝休日・年末年始にはできない。そして、宣誓ができるのは、福岡市役所の市民局人権部人権推進課のみで、婚姻届と異なり支所や出張所ではできない。しかも、2人とも行く必要がある。必要書類は、2人それぞれの住民票の写し、独身であることを証明する書類及び本人確認書類であり、婚姻届の場合より多い。このように面倒な手続を経て宣誓したところで、前述したとおり、効果は極めて限定的であり、基本的には当該自治体においてのみ通用する制度なのである。

渋谷区では、申請と証明書受領のため、窓口に二度赴く必要があり、制度利用者アンケートでは54.3%が手続きにおいて不便に感じたと回答している(甲A798・スライド64)。

藤沢市での制度利用者アンケートでも、手続きに「負担を感じた」18.2%、「やや負担を感じた」39.4%で、合計57%が負担感があった旨の回答をしており、自由記載からは、婚姻届の提出と異なり利用手続きに様々な制約があることが負担の要因であることがわかる(甲A801・5頁)。

また、全国弁護士連絡会調査(甲A318)では、

など、得られる利益の乏しさに対し、申請に伴うアウティン
グの危険が高いことを指摘する回答が複数寄せられた(12頁)。

以上のとおり、パートナーシップ制度は、享受しうる利益が限定的なの
に対し利用手続き上の負担が大きい。婚姻制度を利用できれば負う必要の
ない負担を被ることになる。この状況により、パートナーシップ制度実施
自治体に居住している者であっても、制度の利用を選択できない／しない
という声もある(後述)。

4 時間的制約

パートナーシップ認定制度に関する文書(宣誓書等)の保存や管理の
在り方は、地方自治体によって様々である。制度利用者のパートナー関係
が継続する限り保存するところがある一方、文書の保存期間(多くは10
年)を定めるところもある。保存期間経過により宣誓書等が破棄された場
合、宣誓書等の再交付や返還の手續に支障が生じる可能性がある(甲A7
14・10頁)。

国内自治体においてパートナーシップ制度の導入が開始したのは20
15年以降であるから、この問題はまだ具体的に顕在化していないが、来
年(2025年)以降に制度利用開始から10年間の保存期間が満了する
者が現れ、問題が顕在化する可能性がある。

5 パートナーシップ制度利用者等のアンケート

複数の自治体がパートナーシップ制度利用者に対してアンケートを実施
しているが、回答からは、上記のような限界に起因して不利益や不安が存
続していることがわかる。そして、パートナーシップ制度に留まらず婚姻
制度の利用を希望する声が寄せられている。

世田谷区のパートナーシップ制度利用者のアンケート(実施時期201
6年9月1日～同月20日、甲A803)では以下の回答があった。

「相手が外国人の為、配偶者ビザが出ないのが不安。」

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

「これが全都道府県にいきわたり、そこから、渋谷区のような形が増え、婚姻につながればと思う。」

「結婚と同等の内容まで保障されてほしい。宣誓制度を更に進化させて法的なものにしてほしい。」

「私たちカップルは、世田谷区で他自治体に先駆けて同性パートナーシップが始まるということで他市から転入した。自治体にカップルとして認知されるとは考えてもみなかった。異性愛のカップルと同様にいつか婚姻関係が結べる日が日本にも来ることを願っている」

渋谷区のパートナーシップ制度利用者のアンケート(実施時期2022年7月8日～同年8月8日、甲A798)では以下の回答があった。

「パートナーシップ証明書の取得をおすすめしない理由」として以下の回答がある(スライド56)。

「手続きの煩雑さと費用が、法的な充実に見合うものではないと思うので」

「男女の結婚と全く同じものとは扱われないため過度の期待を持たせたくないから」

「結婚のような実用的で効力があるわけではないので」

いわゆる同性婚との兼ね合いについて以下の回答がある(スライド67)。

「公正証書作成のために、費用もかかる。自分は同性婚をしたかったし、今もそう考えるので、同性婚ができるようになるとういと思う」

中野区のパートナーシップ制度利用者アンケートでも「同性婚の実現に向けて、国に対しての働きかけを期待する」との回答があった(甲A800・6頁)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

盛岡市パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度利用者アンケート
(甲A804)では、「今後、同性婚の法整備や苗字を一緒にできるよう
になることを期待している」との回答があった。

藤沢市のパートナーシップ制度利用者のアンケート(甲A801・6
頁、9頁)

「生活実態に大きな違いは無いはずなのに、他者の判断によって差をつ
けられること。」

「相続ができないので、わざわざ遺言書を高額負担で書かなければなら
なかった。」

「所得税の配偶者控除が受けられない。」

「子どもの親権をパートナーが持つことができない。」

「病院に運ばれた際、パートナーと面会できるか不安。」

「様々な税金の控除が無い上に法律上の正式な夫婦として扱われな
い。」

「婚姻と同じように法的に効力があるようにして欲しい。」

このように、パートナーシップ制度利用により解消・軽減できる不利益
には多くの限界がある中で、居住自治体にパートナーシップ制度があっても
利用しないという選択をする者も少なくない。「結婚の自由をすべての
人に訴訟全国弁護士連絡会」が2022年7月に実施したインターネット
上のアンケート調査(甲A318)では、法律上の性別が同じ人とパート
ナー関係にある、または、以前あったと回答した1649名のうち、自治
体のパートナーシップ制度を利用したことがあるのはわずか214人であ
った(3頁)。

パートナーシップ制度を利用しなかった理由は、甲A318・別表①に
集約されている。パートナーが外国籍で必要書類を準備できないという回
答や、顔写真付きの書類を役所に提出するなど婚姻届提出よりも負担が大

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

きくプライバシー上の不安があるという旨の回答、転居を検討していたりパートナーと別居していたりという要因で利用できないという回答、関係機関で働いているためアウティングにつながる危険があり利用できないという回答や、そのような負担・リスクのあるわりに法的拘束力はなく具体的な不利益の解消につながらずメリットが乏しいという趣旨の回答がそれぞれ複数寄せられた。

6 小括

以上のとおり、地方自治体のパートナーシップ制度には、効果面の限界、利用範囲の限界、手続きに関する制約が大いにあり、婚姻はもちろん、諸外国で導入されている婚姻を代替する制度、いわゆる登録パートナーシップ制度とは全く異なる。

今後各自治体で制度の改善が進んだとしても、性質上、婚姻できないことによる不利益を相当程度解消・軽減できるようなものではない。

第4 生活場面ごとの具体的不利益及びそれが解消・軽減されていない実情

以上を踏まえ、生活上の様々な場面で、現在のパートナーシップ制度等を利用することでは、不利益が相当程度解消又は軽減されていると言えないことを述べる。

1 医療関係での不利益

(1) 「家族」の取扱いに関する総論

医療の現場では、面会制限がある場合の制限解除の対象、病状説明や手術の際の患者本人以外からの同意取得の相手として、「家族」という範囲を設けることが多々ある。そしてその場合、患者本人の法的な親族や血縁関係にある者を「家族」あるいはそれに準ずる者とみなすことが多い。「家族」の範囲に法律上同性のパートナーを含まない、あるいはそもそもその存在を想定していない医療機関が相当ある(甲A805: LGBTQ+の健康レポート)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

パートナーシップ制度により、医療機関が法律上同性のパートナーを「家族」と扱うことが期待されるものの、パートナーシップ制度を利用していれば必ずしも「家族」として扱われるわけではない。

「パートナーシップ制度利用者を家族に含める」という取扱いを地方自治体が決定できる対象は、当該自治体が運営主体である医療機関のみである。厚労省の「医療施設動態調査」(基準時令和5年5月末日、甲A806)によれば、国内の病院全8132施設のうち、都道府県立は187施設、市町村立は596施設、合計783施設(全体の9.6%)である。診療所では、国内全10万5213施設のうち、都道府県立が294施設、市町村立は3429施設で合計3721施設(全体の3.5%)である。すなわち、医療機関における「家族」としての取扱いについて地方自治体の権限が及ぶのは、病院の9.6%、診療所の3.5%にしか過ぎない。

その他の医療機関に対しては、パートナーシップ制度は拘束力を有しないため、法律上同性のパートナーを「家族」として取り扱うか各医療機関の判断に委ねられる。そして、患者側は、ときには緊急搬送されたり、専門的な治療が可能な入院先の選択肢が乏しかったりと、必ずしも自分で医療機関を選ぶ余地があるわけではない。法律上同性のパートナーを家族として扱う医療機関にかかりたいと願っていてもそれが必ずしもかなうわけではない。

法律上同性のカップルは、パートナーが医療を必要とする場合に家族として扱われないおそれに常にさらされている。具体的な場面や不利益の程度を、以下詳述する。

(2) 面会制限

ア 面会の重要性

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

入院患者との面会について、集中治療室などで治療や看護の効率化、感染防止、安静保持等を理由に面会制限がなされることがある。また、新型コロナウイルス感染拡大が社会問題となった2020年には、感染防止を目的として全面的な面会禁止が推奨された。

入院患者との面会は、患者や家族のQOLに関わる重要なものである。日本弁護士連合会は、「人と面会して、コミュニケーションを取る権利は、人格的価値、関係性構築にかかる価値につながるものであり、社会福祉施設や医療施設に入所・入院している高齢者・障がい者にとって、面会をすることは人格的生存に不可欠であるため、憲法第13条の規定する幸福追求権として保障されるべき人権である。また、国際人権自由権規約は、何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉されず、かかる干渉に対する法律の保護を受ける権利を有するとしている（同規約第17条第1項）。」との意見書を発出している（甲A807：日弁連意見書）。

そのような状況で、面会制限を設ける際に面会可能な相手の範囲を「家族」と限定する医療機関は少なくない。そのような場合に、法律上同性のパートナーは、法的には他人であり「家族」ではないと扱われ、面会が認められない不利益を被っている。

パートナーシップ制度が広がってきた現在でも、その不利益の解消の程度はわずかである。

イ 法律上同性のパートナーが面会できない実例

性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会（LGBT法連合会）が全国の当事者・支援者等の声を集めて作成した「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト（第3版）」（2019年

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

3月4日公開、甲A808。以下「困難リスト」という。)でも、
「パートナーが入院したが、病室での付き添いや看護させてもらえなかった。」(通番235)ことが事例として挙げられている。

このような取扱いは、パートナーシップ制度が広がってからも、
十分解消されたとはいえない。

2019年1月に行われた東京都、石川県、静岡県内の病院勤務
の看護部長を対象に行われたアンケート(甲A809:LGBTの患者
対応についての看護部長アンケート。以下「東京都等看護部長アンケート」という。)では、看取りの立会いを「親族のみ」または「内
縁の異性パートナー」に限定しているとの回答の合計は30.9%に
上った。法律上同性のパートナーを含む旨の回答は62.3%であっ
た(2頁)。

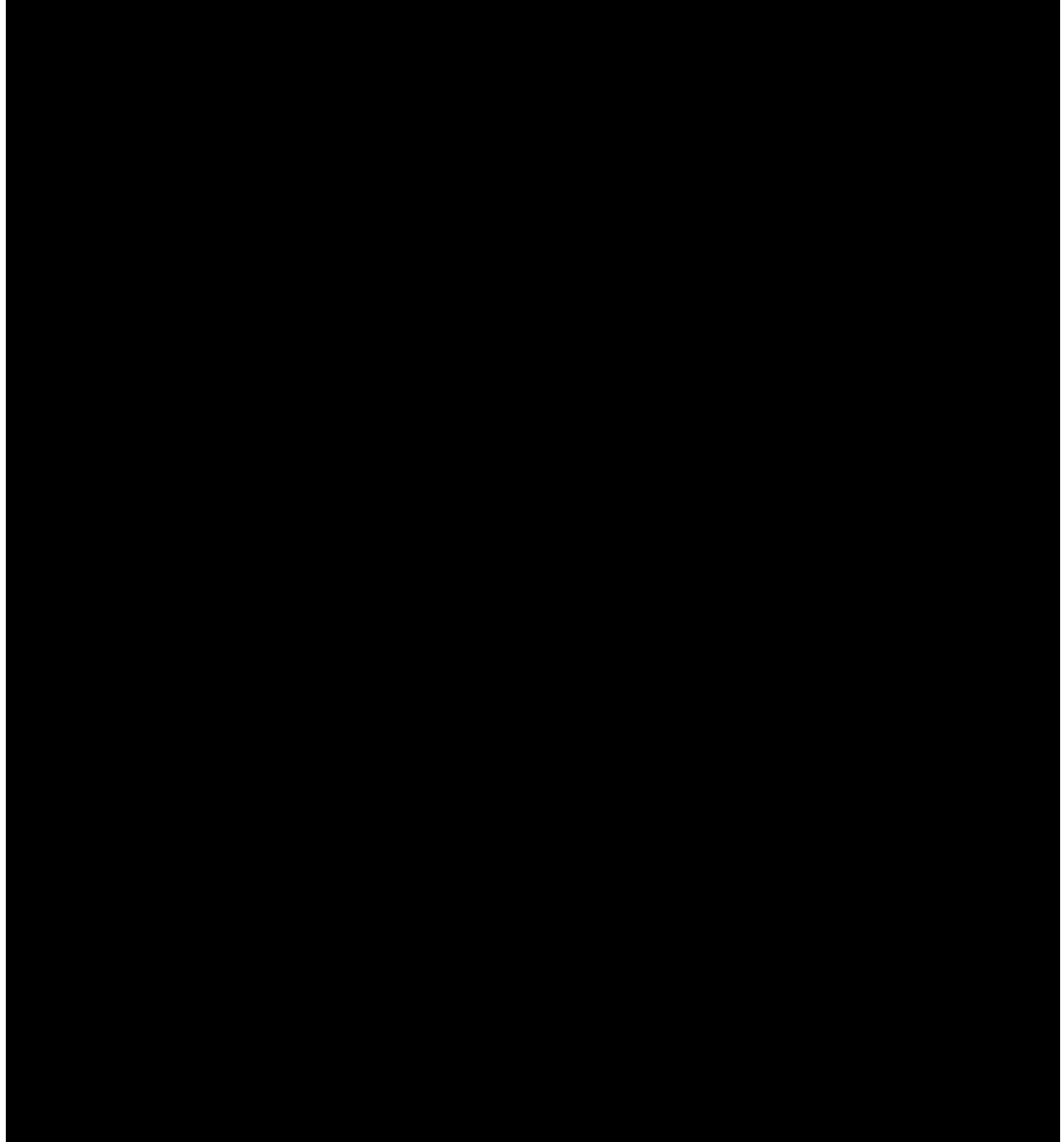
ICUでの面会についても、「親族のみ」または「内縁の異性愛
パートナー」に限定しているとの回答が合計33.8%に上った。法
律上同性のパートナーを含む旨の回答は56.5%であった(同)。

また、2019年6月に「宮崎市パートナーシップ宣誓制度」を
開始した宮崎市が、同年11月から12月にかけて宮崎市、国富町、
綾町の375医療機関を対象に実施したアンケート(甲A810:性
的少数者に関する医療機関向けアンケート。以下「宮崎市等医療機関
アンケート」という。)では、ICUがある医療機関7施設のうち、
「ICUにおける面会を許可している家族等の範囲」に「同性パート
ナー」を含む旨回答したのは計5施設だった(6頁)。

これらの調査結果からは、法律上同性のパートナーのおよそ3割
は、面会すらかなわないことがうかがえる。

全国弁護士連絡会が2022年に実施した調査(甲A318)で
も、以下の回答が寄せられた(別表⑤31~37頁)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。



(3) 診療情報の説明・医療同意

ア 診療情報説明の重要性

治療における家族の意味は大きく、患者を最優先にするという立場に立った上で、家族に患者の状況をできるだけ正確に知ってもらうことは極めて重要である(甲A811:「説明と同意の基準」)。

末期がんの告知に関する事案で、最高裁は「告知を受けた家族等の側では、医師側の治療方針を理解した上で、物心両面において患者の治療を支え、また、患者の余命がより安らかで充実したものとなるように家族等としてのできる限りの手厚い配慮をすることができることになり、適時の告知によって行われるであろうこのような家族等の協力と配慮は、患者本人にとって法的保護に値する利益であるというべきであるからである」と述べる（甲A812の1、812の2：最高裁第三小法廷判決H14.9.24）。

また、医療を提供するにあたり、その医療の目的、内容、リスクを含めて本人に説明し、同意を得ること（インフォームド・コンセント）は広く医療現場に浸透しているところ、意識不明等で治療についての本人の意思を確認できない場合には、家族にインフォームド・コンセントを行い、家族が治療に同意するのであれば患者本人が同意したと推定して、医療を提供するのが通例とされる。

しかしながら、この家族に法律上同性のパートナーが含まれないと扱われるおそれがある。日高庸晴教授は、法律上同性のパートナーの存在すら想定していない医療機関が圧倒的であろうと指摘する（甲A805・134頁）。

イ 法律上同性のパートナーが説明・同意から排除される事例

東京都等看護部長アンケート（甲A809）では、患者自身に判断能力がない場合に代わりに手術の同意をとる者を「親族のみ」または「内縁の異性パートナー」に限定しているとの回答は合計55.1%である。手術をしていない、その他という回答もあったので、法律上同性のパートナーを含む旨の回答は30.6%だけだった。

また、宮崎市等医療機関アンケート（甲A810）では、病状の説明等への同席を許可している家族等の範囲を「親族のみ」または

「異性のパートナー」に限定しているとの回答が4割弱であった。患者自身が意思表示できない場合に手術の同意を得ている家族等の範囲は、手術を行っている病院の中では、「親族のみ」または「異性のパートナー」に限定しているとの回答が52.2%である。法律上同性のパートナーを含む旨の回答は計40.3%であった。

これらのアンケートからは、法律上同性のパートナーの6～7割は診療情報の説明や医療同意から排除されていることがうかがえる。

困難リスト(甲A808)でも、以下の事例が列挙されている。

「認知症・意識不明状態のパートナーが入院したが、病院・医師から安否情報の提供や治療内容の説明を受けられず、面会もできなかった。」(通番236)、「認知症・意識不明状態のパートナーについて、外科手術が必要となったが、法律上の親族の同意が必要だと言われ、スムーズに治療を受けることができなかった。」(通番237)、「認知症・意識不明状態の患者について、どのような治療を行うかを決める場合に、患者の同性パートナーの意向が考慮されなかったり、他の親族よりも軽視されたりした。」(通番239)、「病院でパートナーが死亡したが、診療経過や死亡原因等の診療情報を提供してもらうことができなかった。」(通番246)

このような事態は、本訴訟と同種事件の訴訟原告にも生じている。「結婚の自由をすべての人に」東京一次訴訟の原告であった佐藤郁夫氏は、2021年1月、脳出血で倒れて入院し、東京地裁判決を迎える前に他界した。パートナーのよし氏が佐藤氏の入院先でパートナーであると告げたものの、医師はよし氏が親族でないことを理由に病状の説明を拒否し、別室から佐藤氏の妹に電話をかけ、あくまで妹に対して説明を行った。佐藤氏の入院先は、HIV診療の拠点病院であり、多数のゲイ当事者を受け入れている病院であったが、その病院

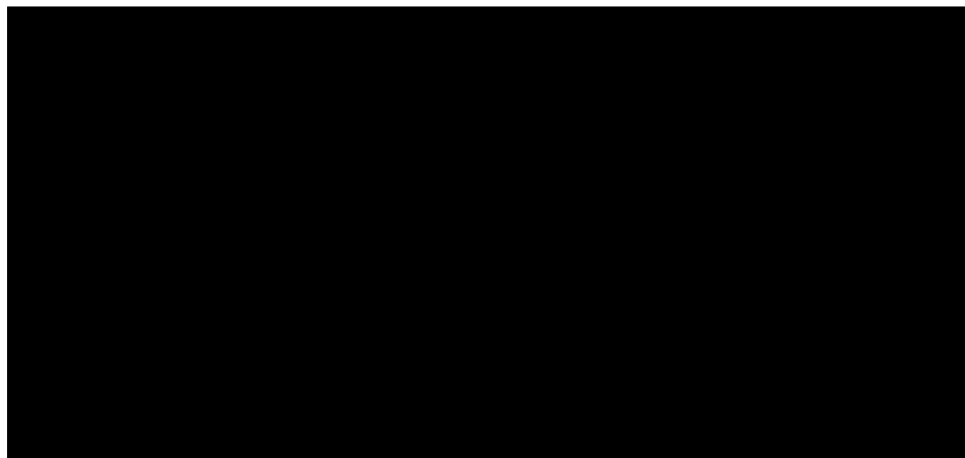
【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

ですら法律上同性のパートナーが病状説明を受けることができなかった(甲A813)。

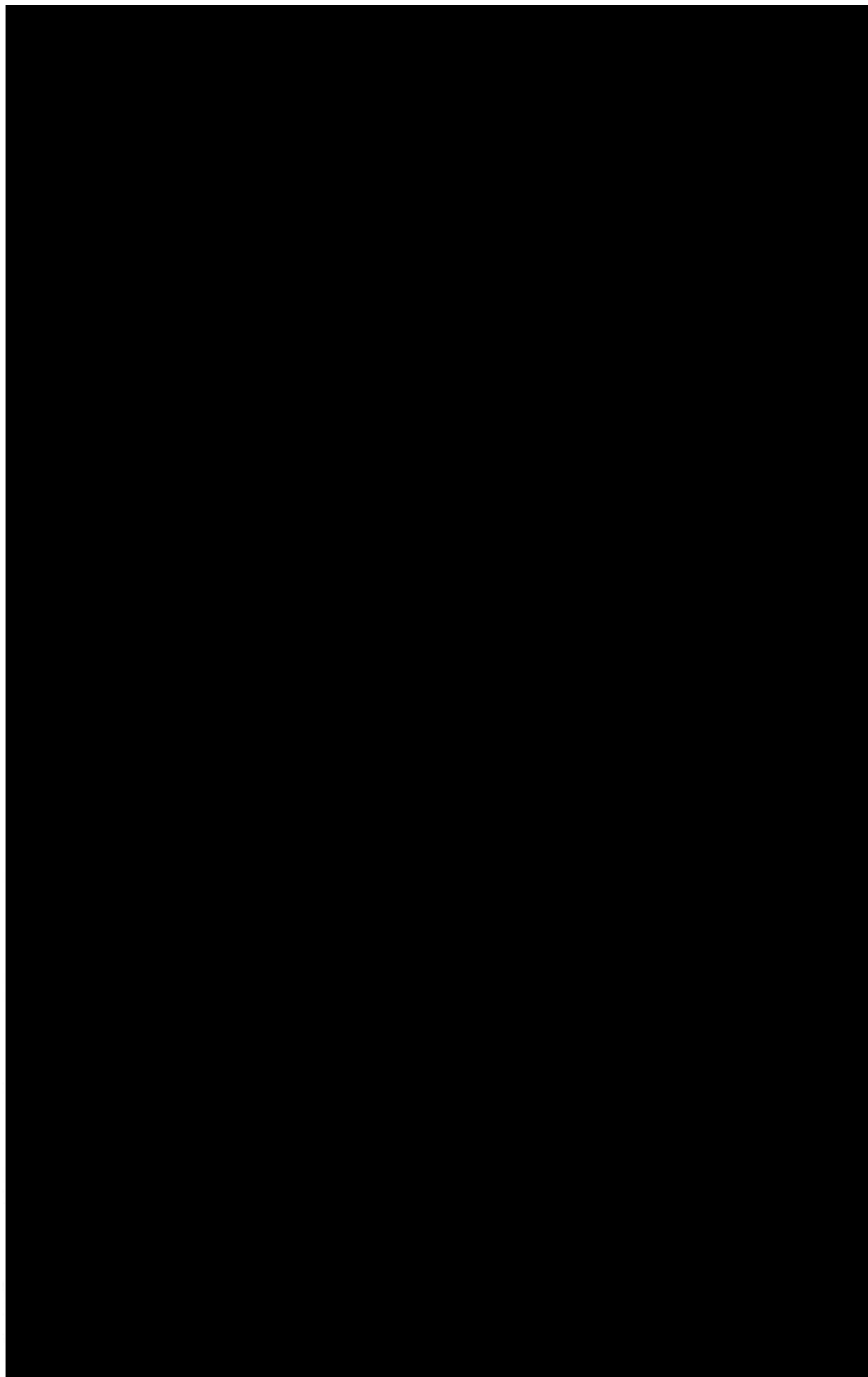
2024年10月、男性どうしのカップルの一方が交通事故に遭い、医療機関・福祉機関等で「家族」としての扱いを受けるために養子縁組した方の事例が報道された(甲A814)。報道によれば、事故にあったのは2022年3月で、事故翌々日にパートナーが病院に行ったところ、「家族ではない」ということで情報ももらえなかったと明かしている。意識がない患者には親しい人の名前を呼びかけるといいと聞いたことのあったパートナーは、「私の名前を呼びかけてほしい」と依頼したが、病院は家族でないため断ったとのことである。その後も治療状況が直接伝えられることはなく、パートナーは患者の親族を介して情報を得るほかなかった。

特に、コロナ禍では、法律上同性のカップルらにとって同様の事態が生じる不安感が強まり、ビジネスニュースを主題とするウェブマガジンでも法律上同性のパートナーが医療機関で排除されるリスクを報道した(甲A815)。

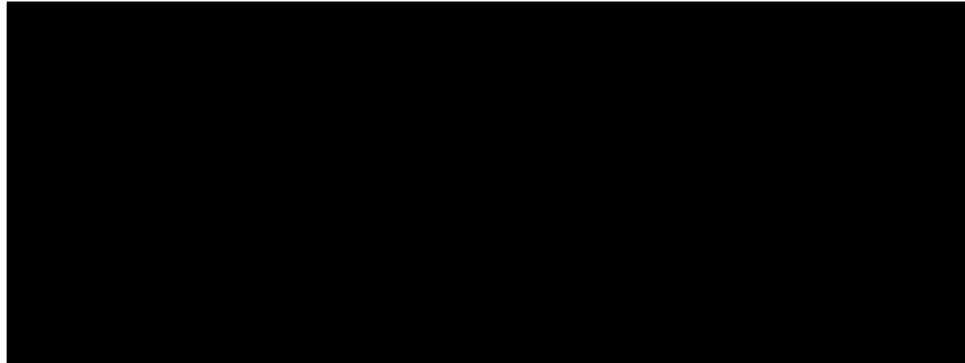
全国弁護士連絡会が2022年に実施した調査(甲A318)でも、以下の回答が寄せられた(別表⑤31～37頁)。



【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。



【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。



(4) 入院手続の代理、保証人・連絡先としての扱い

患者本人が入院手続を行うことが難しい場合に家族が代わってこれを行うのが通例であり、また、患者本人に緊急の事態が生じたときには、家族としては連絡を希望するのが当然である。しかしながら、ここでも、法律上同性のパートナーは、法的な親族ではないことから、家族として扱われないおそれがある。

この点について、NPO法人ReBitが2023年に実施したアンケート調査「LGBTQ医療福祉調査2023」(甲A816)では、医療サービスに関する自由回答として、「病院で同性パートナーが家族として扱われず、入院時の身元保証人、家族カンファレンスへの参加、病状や治療についての説明、手術待合室での待機、集中治療室での面会等、全てができなかった。(30代、FtX・性的指向は女性、東京都)」、「出産の際に、同性パートナーをキーパーソンに指定したが、同性パートナー以外の親類に連絡が行くかもしれないと言われた。(30代、レズビアン、東京都)」という回答があった。

宇佐美翔子氏は、直腸がんの告知を受けた後、看護と治療に関する判断を(法律上同性の)パートナーに任せるという委任状を作成して病院に提示したものの、「パートナーに連絡ができるかは保証できない」と告げられた。この病院はがん治療について信頼のおける大きい病院であったため、宇佐美氏はこの病院での治療を希望していたが、緊急のとき

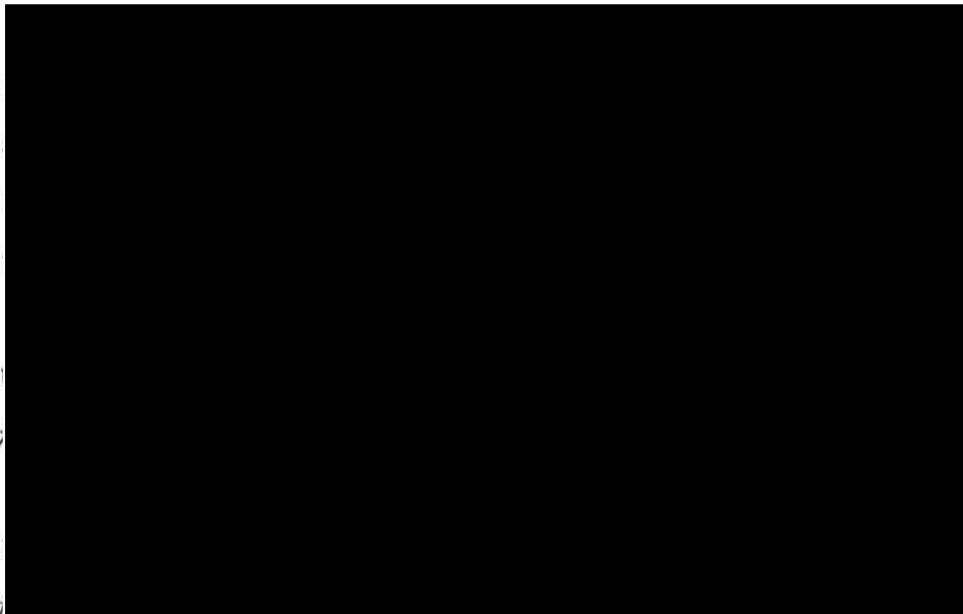
【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

にパートナーに連絡がいかないかもしれないという状況で治療に専念することはできないため、病院を移らざるを得なかった(甲A817・4頁。その後、宇佐美氏は、2021年9月30日に逝去した)。

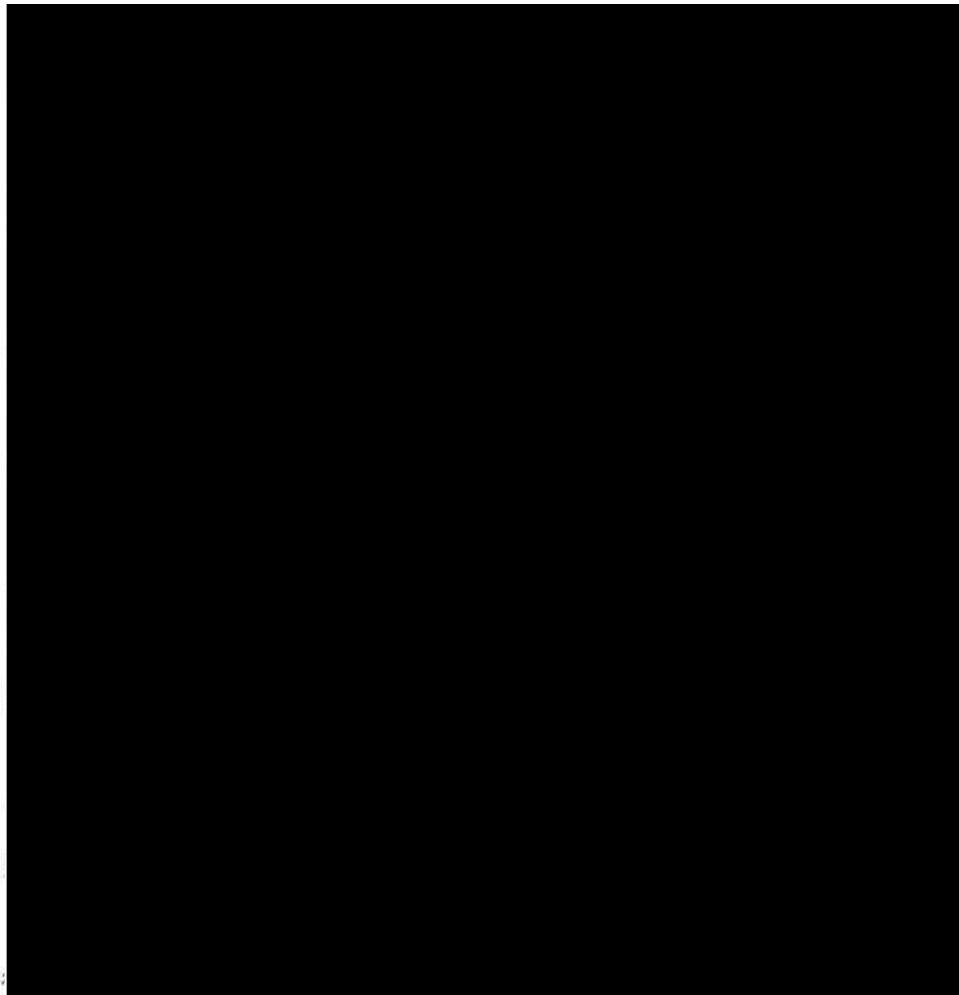
物心両面において患者を支える家族の存在は、患者のQOLにとって重要であるし、患者本人に寄り添い、できる限りのことをしたいという家族の想いも、また重要なものである。この点、パートナーシップ制度を利用することで、法律上同性のパートナーが法律婚の配偶者など家族と同様に扱われることが期待され、実際にそのように扱われたという声もあるものの、このような扱いが確実に約束されるわけではない。

結局は、医療機関の裁量に委ねられることになり、法律上同性の患者とパートナーは、カミングアウトに伴う精神的な負担やアウティングの危険を負いながら、家族として手続きできるかどうか医療機関に相談をしなければいけないのである。

全国弁護士連絡会が2022年に実施した調査(甲A318)でも、以下の回答が寄せられた(別表⑤31～37頁)。



【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。



(5) 臓器移植

2024年9月30日、京都大学医学部附属病院は、2024年5月に、法律上同性のパートナーをドナーとする生体腎移植を実施したことを報告した(甲A818:京都大学附属病院ウェブサイト)。移植医療について医療従事者が遵守すべき事項を定めた日本移植学会倫理指針によれば、日本における生体臓器移植のドナーは、原則として親族(6親等以内の血族、配偶者と3親等以内の姻族)に限定されており、親族に該当しない場合においては、当該医療機関の倫理委員会において、個別の承認を要するとされる(甲A819:日本移植学会倫理指針)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

京都大学附属病院の報告によれば、本件のドナーとレシピエントは、法律上同性のパートナーとして京都市パートナーシップ宣誓制度に基づき宣誓し、法律上の夫婦又は家族と同様に取り扱う行政サービスを受けていた間柄であるということであり、このことが本件の生体腎移植の個別承認において考慮されたと考えられる。

本件の生体腎移植が、同様に移植医療の医学的対象となるものの性的少数者であるという理由でそれを享受できないと諦めている患者やパートナーにとって有益な前例となる可能性があるし、その上でパートナーシップ制度等が、個別承認の積極事情になり得ることが期待される。

もっとも、本事例をもって、現在のパートナーシップ制度等を利用することで、法律上同性のカップルが婚姻制度を利用できないことによる不利益が相当程度解消又は軽減されているということとはできない。パートナーシップ制度等は、法的拘束力を伴うものでないため、配偶者とは異なり、個別に倫理委員会の承認を必要とするものであるため、パートナーがドナーとなれることが確実に保障されるものではない。

また、生体臓器移植という患者の生命、QOLに重大な治療法について、法律上同性のパートナー間でもこれを行い得るという可能性を示した点は重大な意義を有するといえるものの、極めて限定的な場面の話ともいえる。上述のように、医療の現場では、面会、診療情報の説明や医療同意、緊急時の連絡等、患者本人や家族のQOLにとって重要な場面がさまざまある。生体臓器移植という特定の機会でも重要な前例が1件生まれたことををもって、医療分野における不利益が相当程度軽減・解消できたとは評価すべきでない。

(6) 治療の遅れにつながる危険性

ア 受診の遅れにつながる危険性

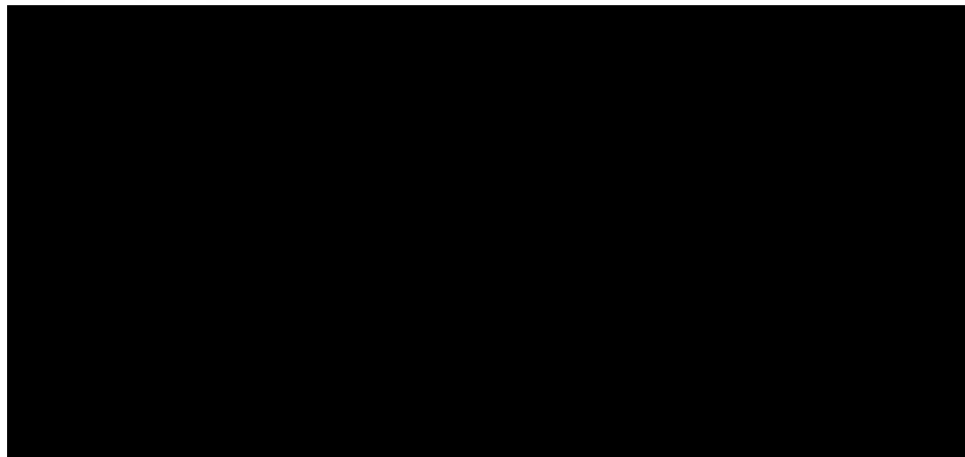
【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

以上のように、パートナーが家族として扱われるかどうかは医療機関次第で、患者側からすれば医療機関に自分たちの関係性を説明してみるまでどのような扱いになるかわからないという状況がある。

患者にとって、説明をする相手が性的マイノリティに対して偏見や差別意識をもっていないと確認することもできないまま、自分たちが法律上同性のカップルであることを打ち明けるのは重大な精神的負担になる。とくに、普段、性的指向を周囲に打ち明けておらず、そのため法律上同性のパートナーの存在も周囲に打ち明けていない者にとっては、医療関係者が自分の性的指向を知った後に情報が適切に管理されるのか、アウトティングされるのではないかと大きな不安を感じることになる。

そして、そのような精神的負担が生じていることは、患者にとって受診をためらわせる要因になり、それにより治療開始が遅れてしまうこともありうる。

弁護士連絡会が実施した調査(甲A318)別表⑤では、以下の回答があった。



また、患者と生活を共にしている法律上同性のパートナーが家族としての手続きをできないため、手続きのために遠方から患者の血縁

者を呼ばざるを得なかったという回答も複数見られた(31～37頁)。このような事態が生じた場合に、血縁者に連絡をとり、相手が都合をつけて、遠方から入院先まで移動するまでの過程に時間を要すれば、その分、必要な手続きが円滑に進まない事態につながる危険性がある。

イ 医療機関側がスムーズに手続きを進められない危険性

医療機関側が判断に迷い、結果、スムーズに治療を行うことができなかったという意見も挙げられている。困難リスト(甲A808)によれば、「医療機関側が、認知症・意識不明状態の患者についての安否・治療内容などの情報を患者の同性パートナーに提供してよいのか戸惑った。」(通番238)、「認知症・意識不明状態の患者について、外科手術が必要となったが、医療機関側が、患者の同性パートナーによる同意がどこまで意味を持つのか判断に戸惑い、スムーズに治療を行うことができなかった。」(通番240)という事例がある。

(7) 小括

以上のとおり、直接的に生命身体の安否に影響しうる場面であってすら、法律上同性のカップルが家族として扱われてないことによる支障が生じている。結果的に生命身体の健康状態に影響がない場合であっても、安心して安全な治療を受けるというQOLの確保に支障が生じており、看過できない不利益といえる。

医療機関や治療の場面によっては、自治体の制度もしくは個別的な判断により、法律上同性のカップルが家族として扱われるケースも生まれているものの、割合としては多くはない。法律上同性のカップル当事者にとっては、自分やパートナーがいつどのような事情で、どの医療機関にかかることになるのか、どのような治療を要するのかが不明な中

で、家族としての扱いを受けられるのかどうか確実な見通しをもつことはできず、不安な立場に置かれている。

このように、法律婚できないことによる不利益が部分的には解消・軽減しているとしても、相当程度解消・軽減しているとは到底言えない。

2 緊急時の警察対応等

上記「1」では、主に、カップルの一方が医療機関にかかり、パートナーが医療機関に連絡を図った場合に被りうる不利益について論じた。

しかし、カップルの一方が突然の事故や事件により、緊急搬送されたり死亡したりした場合には、そもそもパートナーが搬送先や遺体安置先の情報を知ることができるかどうかという問題が生じる。救急車による緊急搬送の場合の事例は上記「1」でも触れたが、警察からの情報提供においても同様に「家族」ではないとして法律上同性のパートナーは排除されている。

例えば、文京区でパートナーシップ制度を利用していた女性どうしのカップルの一方が2023年3月に交通事故に遭い亡くなった事案(甲A820)では、被害者の勤務先から連絡を受けたパートナーが警察署で「自分のパートナーが職場の近くで交通事故に遭ったと聞いたので、事故の詳細を教えて欲しい」と伝えたところ、「親族じゃないので教えられません」と情報提供を断られた。被害者の弟を経由し、遺体が安置されている警察署を知ることができた(8～9頁)。そして、さらに警察の聴取を受けたところ、法律上同性のカップルが普通の人ではないと言のような偏見が透けて見える質問を浴びることになった(10頁)。

法律上同性のパートナーと死別した方の手記を掲載しているウェブページ(甲A821)でも同様に警察からの情報提供がなかった事例が記録されている。

ある男性どうしのカップルの事例(甲A822～)では、手記作成者が旅行から帰宅したところ、自宅で過ごしていた法律上同性のパートナーが倒れており、救急車を呼んだが既に死亡していた。そのため警察が自宅に来て、パートナーの遺体を回収していった。1週間何も連絡のないまま、手記作成者が問い合わせをしたところ、幼い頃に行き別れた兄に身元確認を依頼していると告げられた。長く家族として暮らしてきた手記作成者による身元確認は認められなかった。1か月経過して、遺体は行政が引き取るようになった。火葬は行政が行い、手記作成者は「友人」として同席を認められた。

全国弁護士連絡会の調査(甲A318)でも

という回答が寄せられた(54頁)。

3 要介護等の状況における不利益

(1) 成年後見制度の利用における不利益

法定後見制度の申立てができるのは、配偶者又は4親等内の親族等に限られており(民法7条、11条、15条)、法律上同性のパートナーは申立てをすることができない。

法律上同性のカップルの一方が判断能力を失った場合、親族の協力が得られる状況であれば親族を申立人として成年後見申立てを進められるであろうが、親族に対してカミングアウトしていない場合や、カミングアウトした結果疎遠になったような場合には、親族の協力は現実的でなく、市町村長の申立てによらざるを得ない。そのため、スムーズな申立てができない可能性もある。困難リスト(甲A808)でも、「パートナーが認知症を発症したが、後見・保佐・補助の申し立てができなかった。」という事例が寄せられている(通番199)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

これとは逆に、親族が法律上同性のパートナーの意向を無視して、後見申立てを進めてしまうことで、判断能力喪失以前の本人の意向が尊重されない結果を招く危険もある。

これらの問題は、パートナーシップ制度の利用によっては解消できない。

予め任意後見契約を締結しておくことで上記の不利益を回避することは可能であるが、任意後見契約は公正証書による必要があるため(任意後見契約に関する法律第3条)、公正証書を作成するための経済的・時間的負担が生じる。

渋谷区のパートナーシップ制度では、婚姻を合意する公正証書の作成を利用要件にしているため、利用者アンケート(甲A798)によれば、利用者の62.9%があわせて任意後見契約公正証書を作成している。任意後見契約公正証書を作成しなかった利用者のうち、理由として「公正証書を作成するための費用が高いから」と回答したのは50%であった(スライド27)。

(2) パートナーやパートナーの親族の介護における不利益

介護の関係では、社会全般に親族のいない高齢者が増えていることとの関係で、法律上の家族でなくともキーパーソンとして要介護者のケアに関与できる余地は増えているようである。

しかし、就労先で介護休暇の取得を希望した際や、民間サービスにおける「介護割」制度の利用を希望した際に、親族でないことが理由で利用できない場合がある(甲A318・別表⑫)

4 パートナーの死後における生活保障からの排除

(1) 相続制度からの排除

婚姻した法律上異性のカップルの一方が死亡した場合(同法882条)、遺された者は、「配偶者」として常に相続人となる(同法890

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

条、900条1号ないし3号)。このような配偶者相続権の趣旨は、夫婦別産制(同法762条1項)の下、共同生活関係で一方の協力によって形成された財産を清算するとともに、遺された者の生活利益の保障を図るというものである。

他方、婚姻できない法律上同性のカップルの一方が死亡した場合、遺された者は、「配偶者」に該当しないため、相続人となることができず、相続権が認められない。したがって、法律上同性のカップルの一方が死亡した場合、遺された者は死亡したパートナーの遺産を承継して共に築いてきた財産を清算することもできないし、その後の生活基盤も損なう。

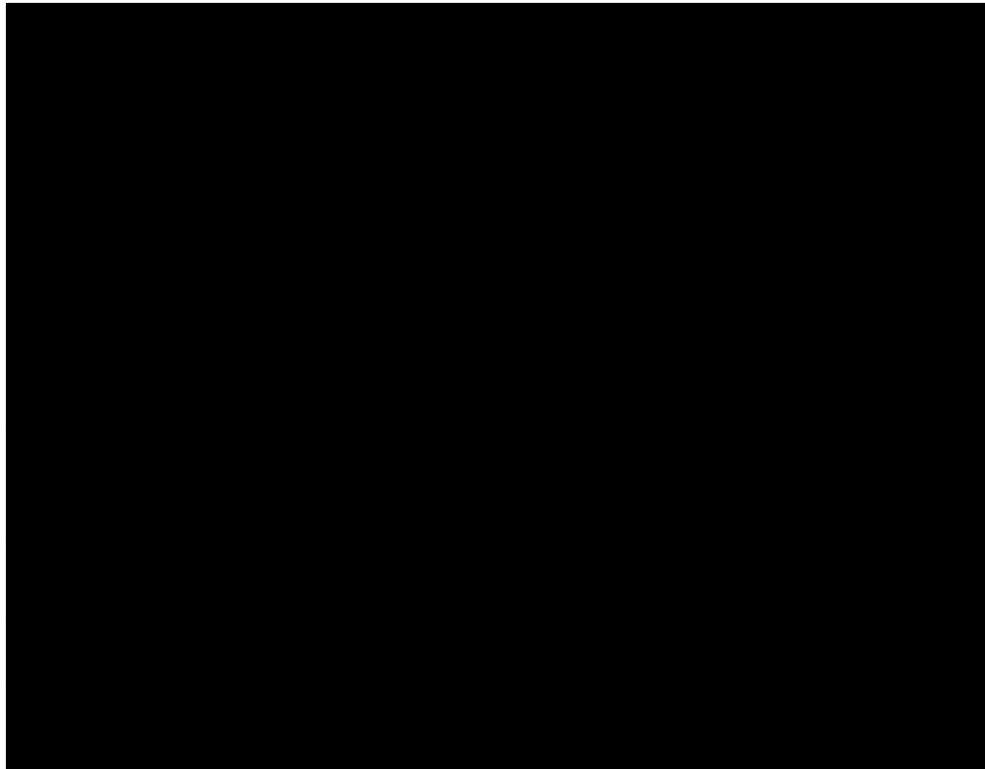
例えば、法律上同性のカップルが実質的には二人で共同して不動産を購入し自宅として生活している場合に、購入時に法律上の夫婦でないことが理由で共同ローンを組めずローンを一人の名義にした場合には、それにあわせて所有権も単独名義になっている。名義人となった側が先に亡くなり死別すると、不動産は相続財産になり、法定相続人が不動産を取得してしまう。遺されたパートナーは自宅不動産に住み続けることができない。不動産という経済的価値の高い財産を失うだけでなく、日々の生活の拠点や亡くなったパートナーと共に暮らした思い出のある自宅を失うのであり、社会的にも精神心理的にも損失を被る。

また、予め遺言書を作成しておくことでパートナーに財産を取得させられるよう手当をすることもできるが、公正証書遺言を作成するためには費用や時間の負担がかかるほか、法定相続人から遺留分侵害額請求を受ける紛争リスクが生じる。さらに、財産を取得する際には、相続税ではなく贈与税の扱いになるため、法律上の配偶者が相続人として財産を取得する場合に比して多額の税負担を負うことになる。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

甲A823号証は、2016(平成28)年3月に45年をともにした法律上同性のパートナーを亡くした男性の陳述書である。この男性は、自身の預貯金を開業資金にしてテキスタイルデザインの事業を営んでいた。業務はこの男性がしていたが、パートナーが年上で「一緒にやる」と言ったため、事務所の賃貸借契約や売り上げを入金する口座はパートナーの名義にしていた(4～5頁)。そのパートナーが亡くなり、パートナーの妹が相続人として一方的に廃業通知を取引先に送ったり、事務所の賃貸借契約を解約したりしてしまった(12頁)。自宅の賃貸借契約もパートナー名義であったため、相続人により解約されてしまった上、自宅内のパートナーの持ち物を無遠慮に探し回られ持ち出されてしまった(13～14頁)。

全国弁護士連絡会が実施した調査(甲A318)でも、以下の回答が寄せられた(別表⑦)



【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。



(2) 配偶者居住権等からの排除

婚姻した法律上異性のカップルの一方が死亡した場合、配偶者居住権(同法1028条以下)及び配偶者短期居住権(同法1037条以下)の制度(以下、「配偶者居住権等」という。)が新設され(平成30年法律第72号)、遺された者は、「配偶者」として、相続開始時に居住していた被相続人所有の建物の使用を、終身又は一定期間認められるようになった。

他方、婚姻できない法律上同性のカップルの一方が死亡した場合、遺された者は、「配偶者」に該当しないため、配偶者居住権等が認められ

ない。上述のとおり、法律上同性のカップルの一方が死亡した場合、遺された者は居住していた建物を使用できなくなり、生活の拠点を失いかねないという不利益が生じているところ（甲A808 困難リスト通番203）、遺された配偶者が生活の拠点を失うことがないよう整備された権利からも排除されたままである。

（３）葬儀や遺骨の引取りにおける他人扱い

カップルの一方が死亡した場合の祭祀主催者は、死亡した本人の指定がない場合は、慣習によって定まる（民法897条1項）。遺された者は、死亡した本人の指定がない限り、葬儀や遺骨の引取りについて、パートナーとして扱われるか否か不安定な立場に置かれる。

困難リストでは、「パートナーとの死別に際して、パートナーの家族から喪主になることやお骨の引き渡しを拒否された。」（通番201）、「パートナーとの死別に際して、親族から葬儀への参列の声が掛からなかった。」（通番202）という事例が挙げられている。

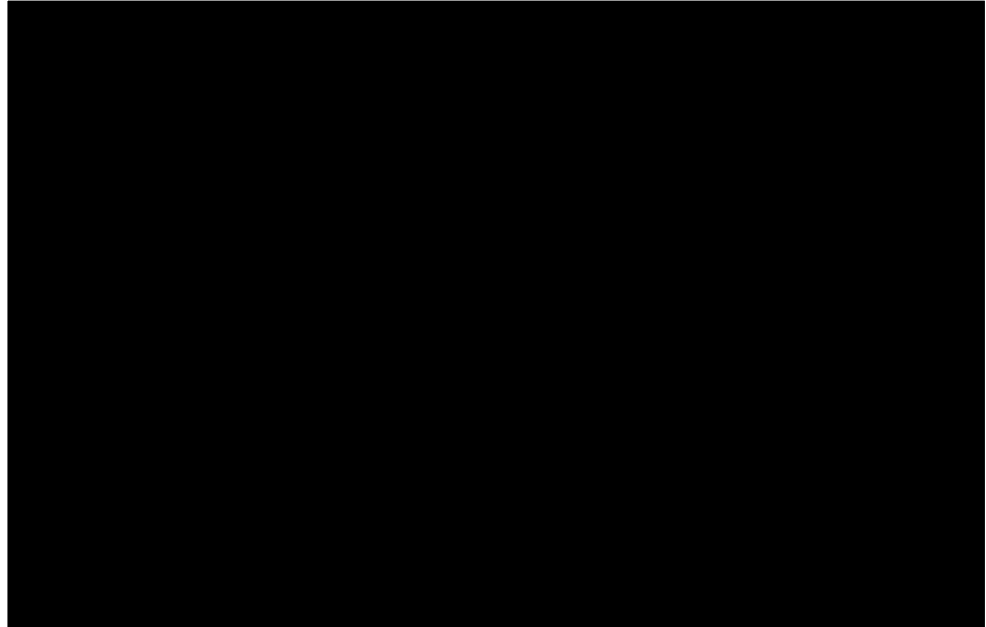
甲A823の陳述書の男性は、亡くなったパートナーの遺体の安置された霊安室に入ることも相続人に拒否され（10頁）、葬儀では会場に早く赴くと相続人から「まだ時間があるので、一般の方は入らないでください」と言われ会場で待つことすらできず、一般参列者席でしか参列できず、棺に近づくことも阻まれ、お骨拾いへの参加も「お断りします」と拒絶された（11頁）。

甲A820の陳述書の女性は、パートナーの生前、どちらが先に亡くなっても同じ海で散骨したいと二人話をしていたため、パートナーの死後、海で散骨することを希望したが、パートナーの親族は異なる意向で、最終的には親族の意向に従うことになった（12頁）。

全国弁護士連絡会の調査（甲A318）でも、

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。



NHKの番組取材に登場した女性は、27年ともに暮らした法律上同性のパートナーと死別した。葬儀の時の思いを以下のように語っている(甲A824)。

「私は葬儀の喪主になれませんでした。いちばん長くいた“配偶者”だったら喪主になるはずですが、そうではなく…というところは、つらかったですね。葬儀の時、前の席にパートナーの弟さんの奥様が座っていらしたんです。その方はパートナーとは恐らく10回会ったか会わないくらいなんですけど、『ああ、“お義姉さん”ともっと話ができてたらよかったな』って“お義姉さん”っていう言葉を使ったんですね。

他方、私はこんなに長くいたのに、親族としての呼びかけを使うことができない。」

(4) 小括

カップルの一方が死亡した後に、遺されたパートナーの生活は非常に不安定である。民法上の制度により不利益を部分的に解消・軽減できる

が、その範囲は法定相続と比べれば限定的であり、不利益を解消・軽減するための負担は大きい。

5 子育て／子の福祉との関係での不利益

(1) 共同親権を設定することができない

控訴人ら第5準備書面で詳述したとおり、日本社会にも、共同で子どもを養育する法律上同性のカップルたちが多数暮らしている。

例えば、女性が一度は男性と婚姻して配偶者との間で子どもをもうけたものの、その後離婚し、女性とカップルになり、パートナーと共同で子どもを養育するケースなどである。また、女性どうしのカップルのうち一方が生殖補助医療を用いて出産するケースもある。いずれのケースでも、実親と法律上同性のパートナーがともに親として子育てをしていても、法律上の親子関係や親権があるのは、基本的に実親のみである。

法律上異性のカップルの場合、未成年の連れ子のいる状態で婚姻をして、婚姻相手と子が養子縁組をすれば、民法818条3項本文「親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。」に基づき、二人とも親権者になれる。

しかし、法律上同性のカップルは、子が未成年者である場合、パートナーと子が養子縁組をしようと思うと、実親とパートナーが配偶者関係にないため、家庭裁判所の許可を得る必要がある(民法798条)。さらに、その場合には、子は実親ではなくパートナーの氏を称することになり(民法810条)、親権者は養親となったパートナー一人になる

(民法818条2項「子が養子であるときは、養親の親権に服する。」)。すなわち、実親が子どもとの関係性を第三者に説明する際に氏が異なる点について説明する負担が生じるし、実親が親権を失うことになる。このため、ほとんどの法律上同性のカップルにとって、一方の

未成年の子とパートナーが養子縁組をするのは現実的な選択肢ではない。

(2) 子どもの教育における不利益

保育園や幼稚園、学校等の教育機関への入園・入学手続きについては、法律行為であるため、原則として子の法定代理人である親権者による手続きが求められる。そのため、親権を有する実親のみで一人で手続きしなければいけない負担が生じる。

日常的な送迎の他、式典、運動会、授業参観、保護者面談など保護者として関与する行事においては、実親の法律上同性のパートナーも保護者として参加できる余地がある。しかし、一律的に取扱いを定めるガイドライン等は存在しないため、対応は教員や教育機関の個別判断に委ねられる。

例えば、埼玉県内では、全64市町村のうち、63の市町村でファミリーシップ制度ないしパートナーシップ制度が導入されているものの、保育園等の送迎が可能であると明示されている市町村は、24と半数にも満たない(甲A825)。パートナーシップ制度がない自治体はもとより、制度が導入されている自治体においても、法律上同性のカップルが保護者として扱われることの保証はない。

送迎や行事等に実親のパートナーが参加を希望する際には、教職員が性的マイノリティに偏見や差別感情を持っているか否かがわからない状態で、法律上同性のカップルであることをカミングアウトし、参加の可否を相談しなければいけない。日頃、周囲に性的指向を明かして生活している者であっても、偏見や差別感情の有無がわからない相手に、希望に沿わないカミングアウトをするのは大きな精神的負担になる。もし相手に偏見や差別感情があったとしても、偏見や差別の目から逃れるために子どもを転校させるなどの対応は困難であり、カミングアウト後の状

況に大きな不安を抱えながら性的指向を打ち明けることになる。カミングアウトの相手が教育機関の教職員であれば、露骨に差別的な反応はされにくいと予想されるが、困惑や戸惑いを含んだ反応をすることは多いにあることで、そのような状況で手続きのたびにカミングアウトを伴う説明を繰り返すことは大きな心理的負担となる。

また、担当の教職員に打ち明けた後に、他の教職員や他の保護者へのアウティングに繋がる不安もある。個人情報扱いに不備があり、ひとたび他の教職員や保護者などにアウティングされれば、さらに広い範囲に情報が広がってしまう危険性があるし、その分、偏見や差別感情を向けられるリスクも増大する。

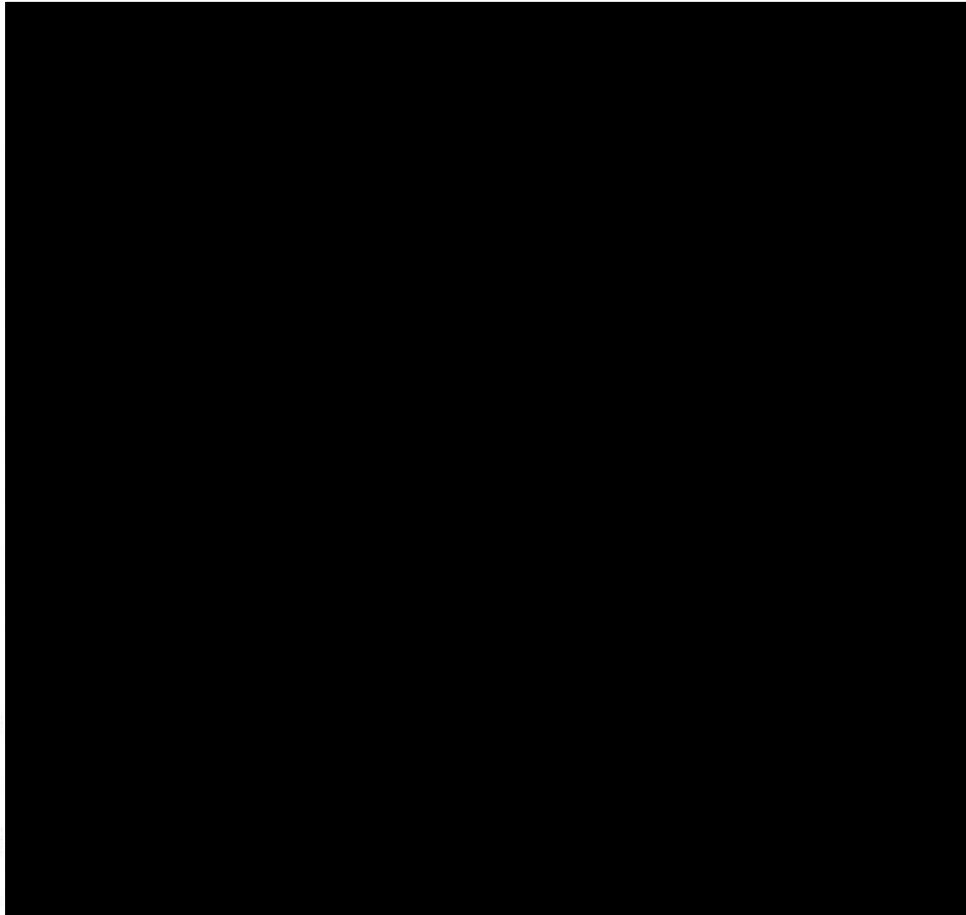
とりわけ、日頃周囲に一切性的指向を明かしておらず、法律上同性のパートナーがいることを明かしていない者の場合には、このようなアウティングの危険を避けるために、行事に保護者として関与することを断念せざるを得ないこともある。

さらに、そのような状況であると、家族に関する作文や絵を作成する授業の際、子どもが実親のパートナーを「親」と認識していても作文や絵に登場させていいのか分からず困惑する状況も起こりうる。学校と保護者の関係について、保証がない状況ゆえに、子どもにとっても精神的な負担が生じうる。

教育機関側が保護者として扱った場合でも、法律上同性のカップルに対して嫌悪感を持つ者が、差別感情に基づきその扱いについて教育機関に対し不当な問い合わせやクレームを入れる危険もありうる。その場合、法律上同性のパートナーを保護者として取り扱うかについてガイドライン等のない状況であるため、教育機関側が不当な問い合わせやクレームに屈しない対応ができるのかという不安が残る。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

全国弁護士連絡会の調査(甲 A 3 1 8)では、以下の回答が寄せられた(別表⑮)。

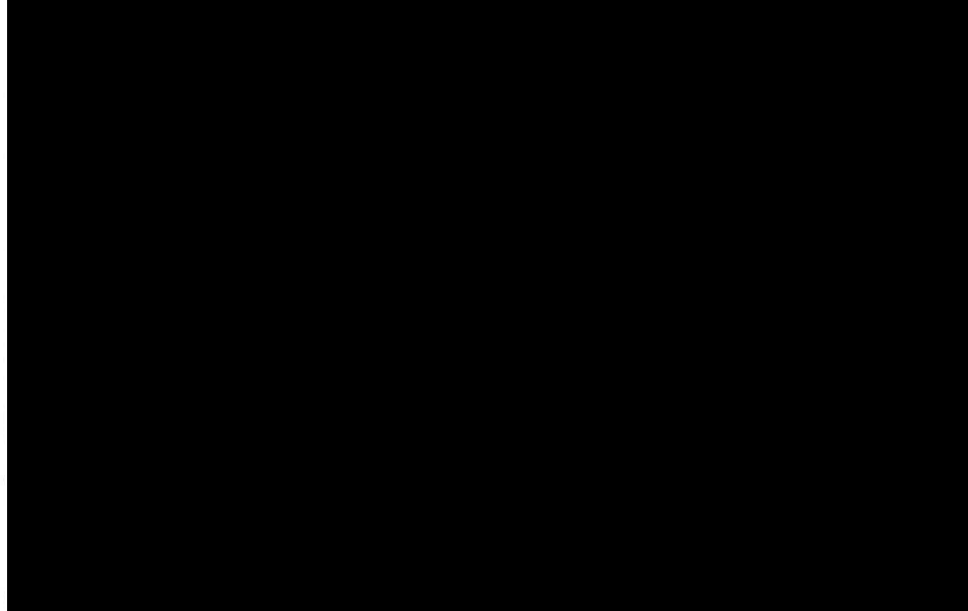


(3) 子どもの医療機関受診時の不利益

子どもが医療機関にかかる際、医療機関は法定代理人である親権者の同意を求める。上記(1)で述べたように、カップル二人ともが親権を行使できる状態にはできないため、親権のないパートナーが子の受診に付き添うと、医療機関から親権者を連れてくるように求められてしまう。

全国弁護士連絡会の調査(甲 A 3 1 8)では、以下の回答が寄せられた(別表⑮)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。



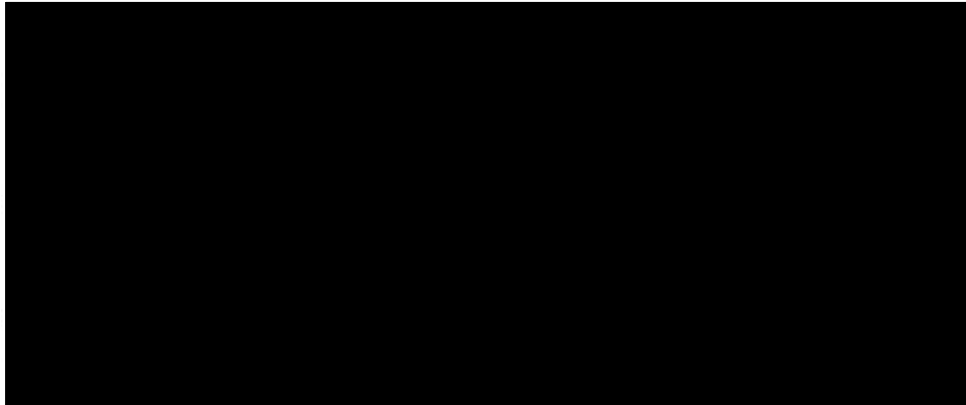
また、本件と同種事件の「結婚の自由をすべての人に」東京1次訴訟で原告の小野春氏は、陳述書(甲D4・16頁)において、小野氏の実子が医療機関を受診した際、自身が付き添いの都合をつけられずパートナーの西川氏に付き添ってもらったところ、医療機関が西川氏に対して、実親である小野春氏が来られないならもう一人の実親(長らく子と会っていない父親)を連れてくるように告げられた経験を明かしている。

(4) 育児休暇・看護休暇取得との関係での不利益

女性どうしのカップルで一方が生殖補助医療等により出産する場合には、パートナーが子の誕生後に育児休暇を取得したいと希望しても、ほとんどの職場では法律上の親子関係がないため認められない。また、法律上同性のカップルで養育中の未成年の子が体調を崩して看護のため看護休暇を取得したいと希望した場合も同様である。

全国弁護士連絡会の調査(甲A318)では、以下の回答が寄せられた(別表⑮)。

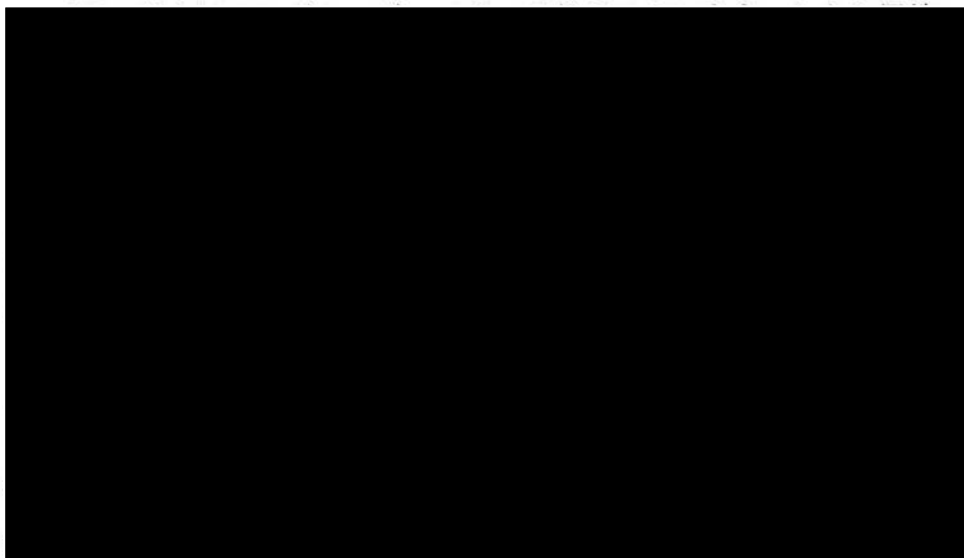
【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。



(5) 税・社会保障上の不利益

上述のとおり、税制度や社会保障において子育てする法律婚夫婦が享受する種々の利益については、法律上同性のカップルは「配偶者」に当たらないため、享受できていない。このことによる経済的不利益は、とりわけ子育てをしている法律上同性のカップルには大きな負担になっている。

全国弁護士連絡会の調査(甲A318)では、以下の回答が寄せられた(別表⑮)。



(6) 子の実親(親権者)が死亡した際に生じる生活の危機

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

法律上同性のカップルで未成年の子を育てている場合に、1人しか親権者でいられない以上、その者が死亡した場合には、パートナーと子どもが互いに親子と認識している場合でも親子としての生活を維持できなくなる。

親権をもつ実親が予め遺言による未成年後見人の指定(民法839条1項)をしておくことで回避する余地があるが、その手段をとるには遺言を作成するという時間的・経済的負担が生じる。そのような備えをしていない場合や、実母が存命のまま意思能力を喪失した場合等は、子育てを実際に担っている者が親権を行使できない状況に陥る。

上述したような、入園・入学手続きや医療機関の受診など、親権者でないとできない手続きが進められず、子どもの健康や養育環境に重大な支障が生じる。

そして、子が未成年の場合(特に単独で養子縁組ができない15歳未満の場合)、非監護の実親がいる場合には、その者が親権者となると考えられる。その親権者がパートナーと子の関係の維持に協力するとは限らない。

もしファミリーシップ制度を利用していたとしても、子の実親のパートナーが死亡した場合に、制度を利用している家族という扱いが維持されるかどうかは制度によって異なるし、仮にその扱いが維持できたとしても、親権者に対抗するような法的拘束力はない。

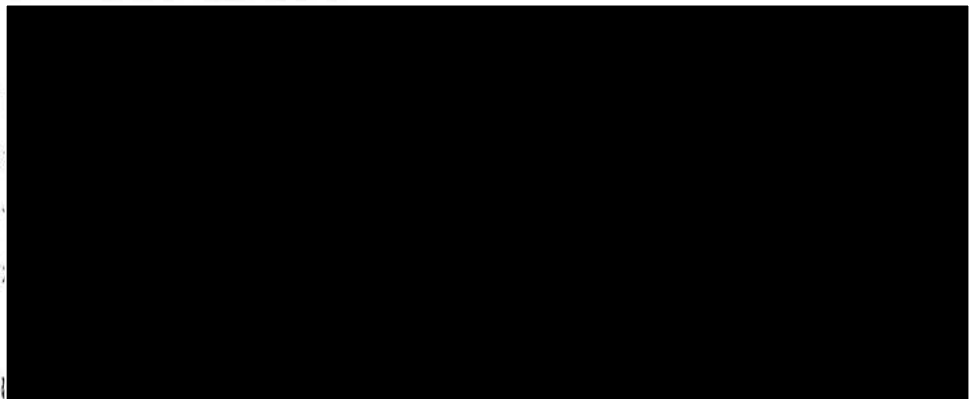
例えば、名古屋市ファミリーシップ制度では、宣誓者の一方が死亡したときにファミリーシップ宣誓書受領書を返還しなければならないことが原則となっている。ただし、宣誓者が引き続き子とのファミリーシップ関係の継続を希望し、生計を同一としている場合は、この限りではないとしている。子の実親が死亡したときも、残されたパートナーと子とのファミリーシップ制度利用関係は維持される余地がある。しかし、

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

親権者となった者が、子の意向と異なり「ファミリーシップ関係の継続を希望しない」と意思表示する可能性はある。

したがって、ともに子育てをしている家族実態があっても、実親が亡くなった場合には家族としての生活を維持できなくなる危険が大いにある。実親が亡くなるという状況であれば、パートナーにだけでなく子にも多大な精神的心理的な負荷が生じているはずであるから、それまで実親とともに家族として暮らしてきたパートナーの存在は子にとっても重要な心理的よりどころとなる可能性が高い。そうであるにもかかわらず、その関係が切り離されるとすれば、子の福祉に反する事態というほかない。

全国弁護士連絡会の調査(甲A318)では、以下のような不安の声が寄せられた(別表⑮)。



(7) 小括

子育てをしている法律上同性のカップルにとっては、地方自治体のパートナーシップ制度の利用による影響が及ぶ限度や、教育機関の個別判断で対応可能な限度では、わずかに不利益が解消・軽減されているものの、日々子どもの福祉にかなう生活を構築・維持するうえで必要な利益の数々が享受できない状態が続いている。

不利益が相当程度解消・軽減したとは到底評価できない。

6 就労における不利益

(1) 福利厚生制度からの排除

一般企業においては、従業員に対する福利厚生として、扶養手当、家族手当、住宅手当等の各種手当や、慶弔休暇・慶弔見舞金などの制度を用意していることが多いが、これらの制度は基本的に法律婚を前提としている。ほとんどの場合、法律上同性のパートナーは親族・家族ではないとしてこれらの福利厚生を受けることができない。2022年に日本労働組合総連合会が実施した「夫婦別姓と職場の制度に関する調査2022」(甲A826)によれば、配偶者に関する手当について法律上同性のパートナーにも支給されるとの回答のあった職場は2.8%にとどまった。

パートナーシップ制度のある地方自治体の職員であっても同様に、配偶者を前提とした福利厚生から排除されている状態が多く残っている。例えば、埼玉県内の市町村のパートナーシップ制度の整理(甲A797)でも、「市町村職員の給与制度(扶養手当等)」、「市町村職員の休暇制度(結婚休暇等)」、「市町村職員互助会における給付(結婚等祝金等)」の項目で法律上同性のパートナーの利用を認める自治体は多くない。制度のある62市町村の中で3項目とも法律上同性のパートナーの利用を認めるのはたった1か所(伊奈町)だけである。3項目とも認めていない自治体は49か所あり、パートナーシップ制度のある62自治体の79%を占める。

困難リスト(甲A808)では、以下の事例が報告されている。

「パートナーが業務上の理由で死亡し、使用者に対して遺族補償の給付を申し込もうとしたが、遺族ではないことを理由に拒否された。」

(通番168)、「パートナーとの死別の際、使用者に対して、死亡退職金の給付を申し込もうとしたが、遺族ではないことを理由に拒否され

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

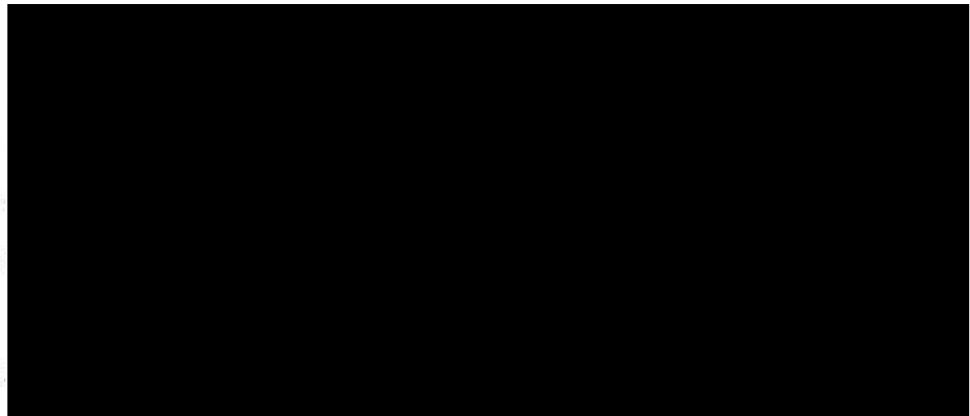
た。」(通番169)、「パートナーとの死別などの際、使用者に対して、見舞金・慶弔金の支給を申し込もうとしたが、配偶者ではないことを理由に拒否された。」(通番170)、「パートナーやパートナーの親族との死別の際、使用者に対して、慶弔休暇・忌引を申し込もうとしたが、配偶者等ではないことを理由に拒否された。」(通番171)、「使用者に対して、パートナーと共に育てている子どもの育児休業・看護休暇を取得しようとしたが、法的な親ではなく、養育していると認められないことを理由に拒否された。」(通番172)、「使用者に対して、パートナーやその父母の介護休業・介護休暇を取得しようとしたが、配偶者ではないことを理由に拒否された。」(通番173)、「パートナーの子どもの育児を理由に残業の免除を申請したが、法的関係がないことを理由に認められなかった。」(通番174)、「使用者に対して、扶養手当・家族手当の給付を申し込もうとしたが、パートナーやその子どもが法的な配偶者や子でないことを理由に拒否された。」(通番175)、「使用者に対して、パートナーと委託保健施設・保養所の共同利用を申し込もうとしたが、親族ではないことを理由に拒否されたり、割引料金の適用がなかったりした。」(通番176)、「使用者に対して、パートナーとの寮・職員住宅の共同利用を申し込もうとしたが、親族ではないことを理由に拒否された。」(通番177)、「使用者に対して、パートナーとの寮・職員住宅の共同利用を申し込もうとしたが、親族ではないことを理由に拒否された。」(通番178)、「使用者に対して、パートナーの健康診断・人間ドックの割引利用を申し込もうとしたが、親族ではないことを理由に拒否された。」(通番180)、「職場に対し、パートナーを扶養家族として、給与からの所得税の控除額を低くしてもらおうとしたが、親族ではないことを理由に拒否された。」(通番181)、「配偶者・扶養家族を対象としたキャリ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

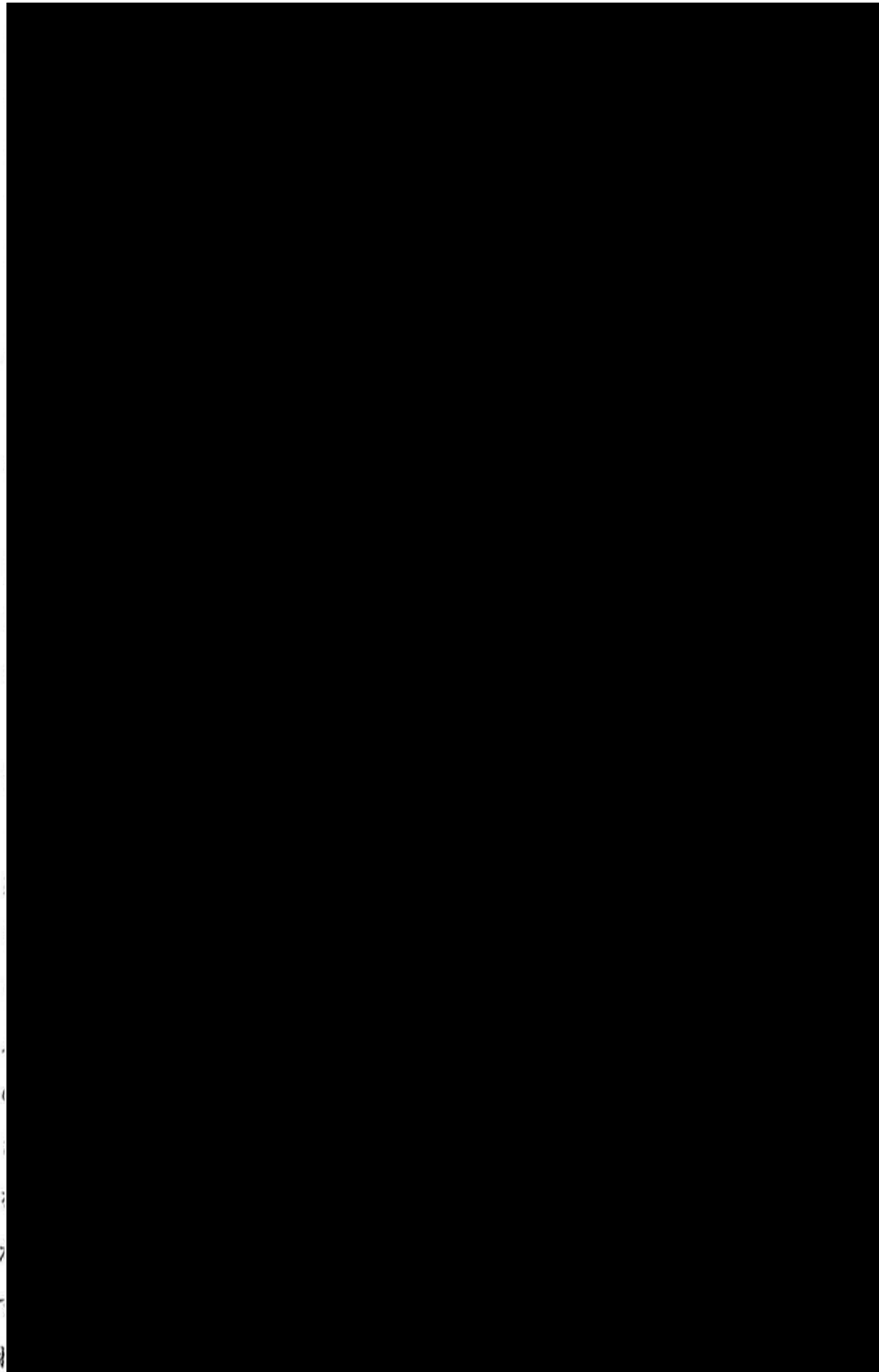
ア形成、健康診断や財産形成等のライフプランについての、職場からの情報提供を、同性パートナーが受けることが出来なかった。」(通番184)、「海外赴任先で同性パートナーと結婚し、当然に配偶者扱いしてもらえたが、同じ企業の日本支社に赴任したらその家族扱いがなくなり、住居手当等が使えなくなり、心理的、金銭的負担が大きかった。」(通番185)。

近年は、法律上同性のパートナーも福利厚生の対象とする企業もあるが、各企業の判断に委ねられるのであり、法律婚同様の扱いが保証されていない。このことは、パートナーシップ制度等の利用によっても変わらない。また、制度があったとしても、困難リストで「会社が同性パートナーにも福利厚生を適用するよう社内規則を変更したが、上司を通さないと申請できず、また、誰がその内容を見ることができるのか不安で、希望していても申請することができない。」(通番186)、「職場に登録する緊急連絡先に同性パートナーを指定したところ、関係をしつこく詮索されたり、親族以外の人には登録できないと言われたりした。」(通番187)とあるように、運用上の問題もある。

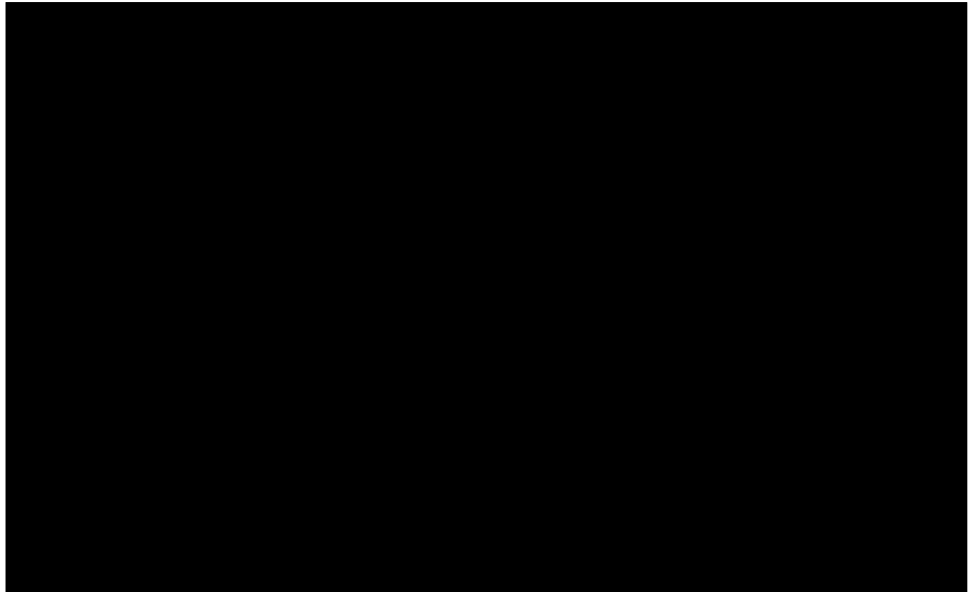
全国弁護士連絡会の調査(甲A318)でも、上記困難リストの事例と同様の事態が多数回答された(別表④)。とりわけ、以下のとおりパートナーシップ制度を利用した者からも同様の回答があった。



【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。



【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。



このような回答から、不平等に由来して重大な不安や疎外感、屈辱感が生じていることがわかる。福利厚生制度から排除されている状況は、経済的不利益だけでなく、精神的不利益も生じさせている。

(2) 人事上の取扱いでの不利益

配転や出向等の転勤を伴う人事において、通常、同居家族らのことを配慮されることも多い。しかし、法律上同性のパートナーがいても、その者は親族・家族ではないとして、パートナーとの暮らしに配慮がないまま転勤等を命じられることがある。

困難リストでは、「努力して海外赴任のチャンスを勝ち取ったが、同性パートナーを家族として会社に認めてもらえないため、赴任地に同行させられず、海外赴任を諦めた。」(通番154)、「同性パートナーの存在を隠しているため、単身者扱いで転勤を命じられた。それでもカミングアウトできる環境ではなく、しぶしぶ転勤命令に従わざるを得ず、望まない単身赴任となってしまった。」(通番155)、「差別的に取り扱われるのではという不安で、異動先に同性パートナーの帯同を申請できず単身赴任になったが、遠距離恋愛になり、精神的にも金銭的

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

にも負担が大きかった。」(通番156)、「職場での昇進・昇格に結婚要件があったため、同性パートナーがいたのにもかかわらず、昇進・昇格できなかった。」(通番157)、「海外赴任を打診され自分も行きたいと思ったが、赴任先の国では同性間の性行為が犯罪とされていて、自分が同性愛者だと知られてしまったら刑罰の対象になるかもしれないと恐ろしくなった。会社にはカミングアウトしていないため、事情を話して赴任先を別の国にする等の配慮を求めることもできず、海外赴任自体を諦めた。」(通番159)、「パートナーの介護や連れ子の育児の負担が考慮されないまま、使用者から遠隔地への配転・出向を命じられた。」(通番179)という意見が挙げられている。

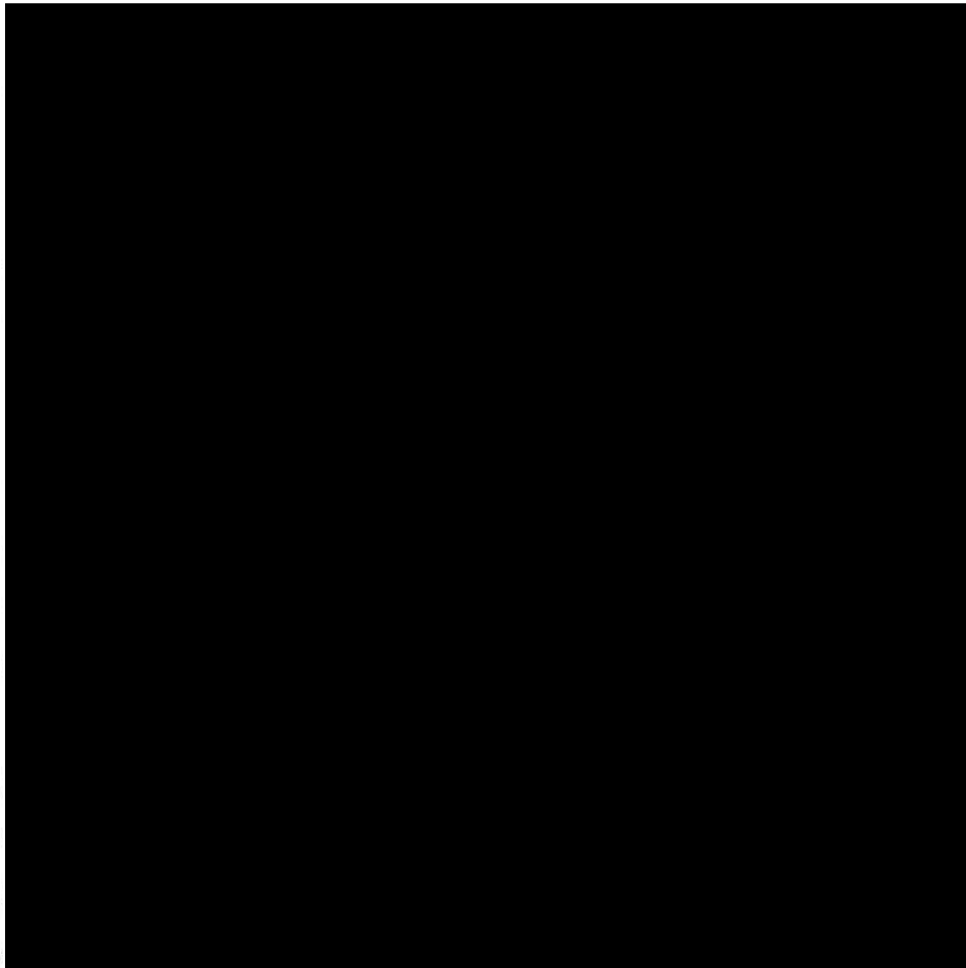
全国弁護士連絡会の調査(甲A318)でも、上記困難リストの事例と同様の事態が多数回答された(別表④)。

なお、そもそも性的指向をカミングアウトしていない者の場合には、法律上同性のパートナーの存在を勤務先に隠しており、勤務先が法律上同性のパートナーの存在を認識していないことも多いにありうる。その場合、勤務先は当該従業員が一人暮らしであるという認識の下で転勤等を命じるであろう。このような事態は、パートナーシップ制度を利用している者でも起こり得る。パートナーシップ制度等は、関係性を(自治体が)公証するものではあるが、基本的に民間事業者に対する法的拘束力はなく、勤務先に対して配偶者同様の取扱いを義務付けるものではない。そうして後記「(3)」で述べるとおり、法律上同性のパートナーの存在を明かすことで性的指向を理由としたハラスメントを受ける危険も依然ある。そのような状況であれば、パートナーシップ制度を利用していても職場ではカミングアウトできないと判断することは多いにありうる。

(3) SOGI ハラスメント被害

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

全国弁護士連絡会の調査(甲A318)では、以下の回答が寄せられた(別表④)。



(4) 小括

上記類型の不利益について、パートナーシップ制度や企業側の取り組みによって解消・軽減されている部分もないわけではないが、割合としては圧倒的多数の職場で不利益が残存している。社会全体で見た総数や、損失の総体をみれば、相当程度解消・軽減されているとは到底言えない。

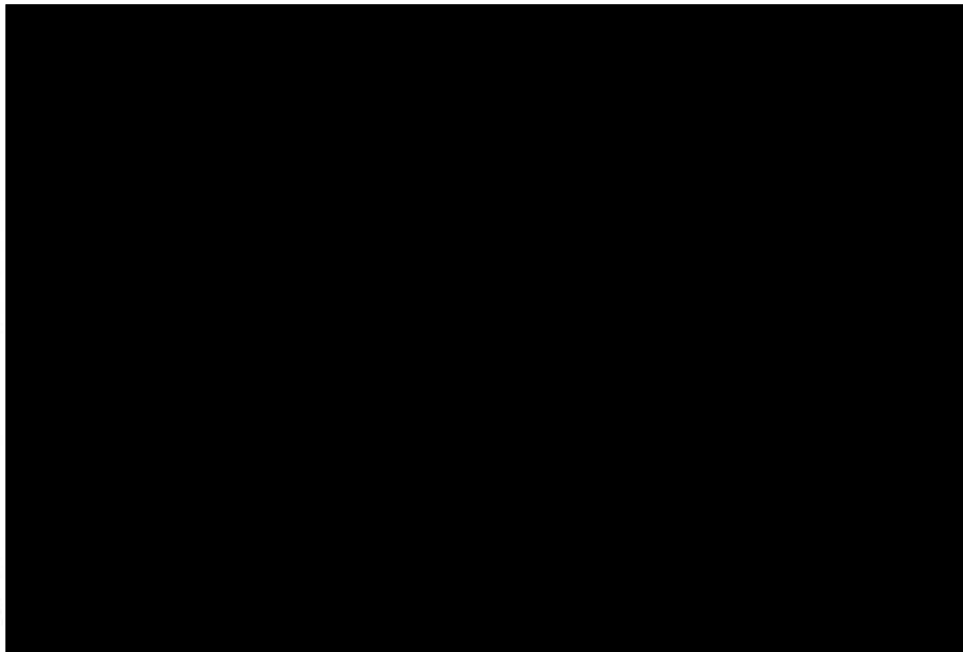
【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

7 住まいの確保にあたっての不利益

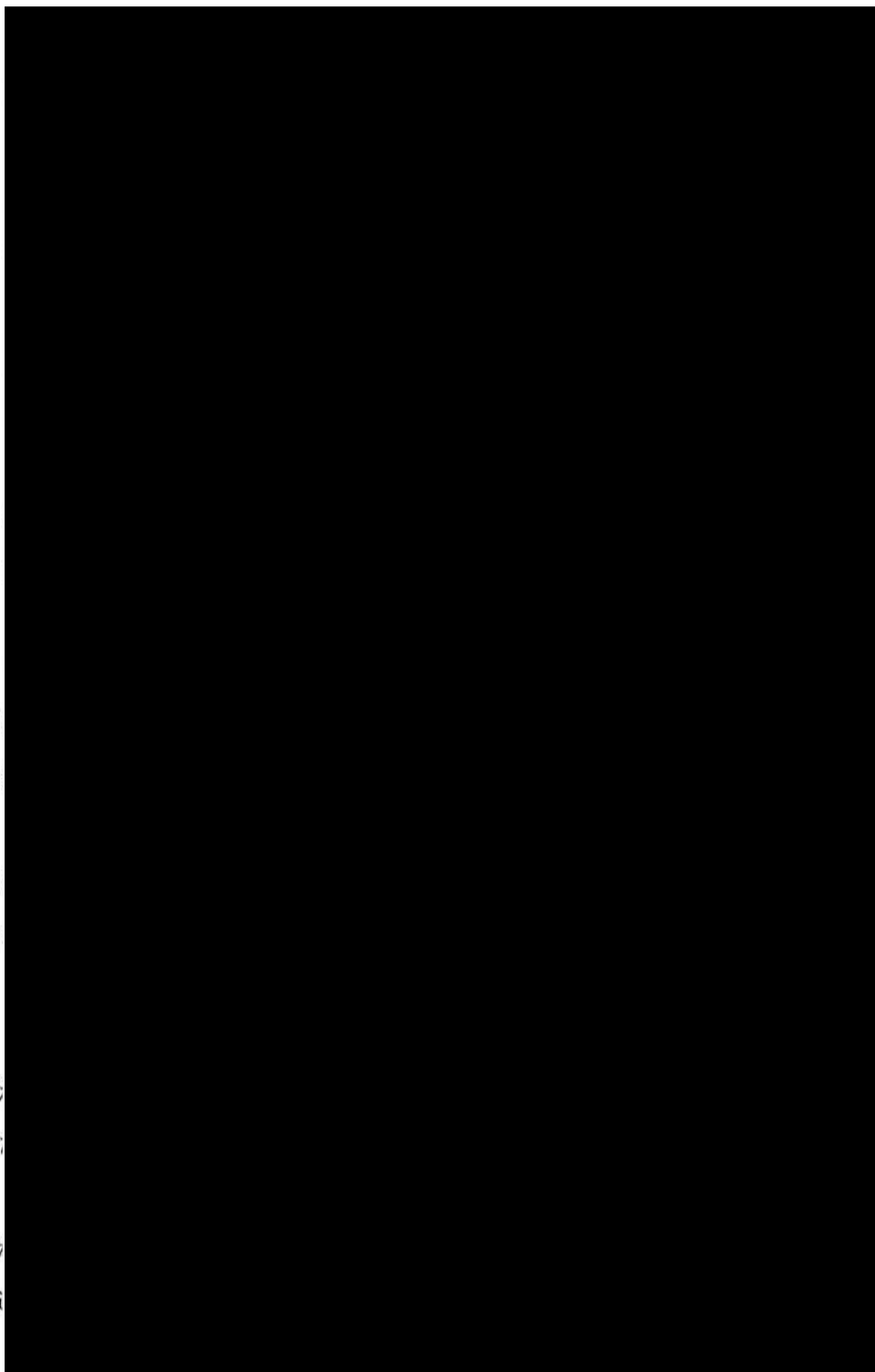
(1) 賃貸物件への入居

法律上同性のカップルが民間賃貸住宅への入居を申し込んだ場合、賃貸人や不動産会社が賃貸に消極的な態度を示すことが珍しくない。家主が性的マイノリティに対し偏見に基づき拒否的な感情を抱いていたり、結婚しているふうと同様の関係と理解せずにルームシェアと誤認識されたりすることが理由である。ルームシェアの場合、長期的に二人で共同生活を送ることを前提としているわけではないから、いずれ一方が法律上異性の相手と結婚して退去してしまうと理解される。そのため、一方が退去した後に残りの一人で家賃を支払い続けられる資力が求められてしまう。

全国弁護士連絡会の調査(甲A318)では、法律上同性のカップルで賃貸物件に入居する際に断られた経験や選択肢が乏しかった旨の回答が多数寄せられた(別表⑥)。以下、一部抜粋する。



【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。



【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。



パートナーシップ制度等を導入している自治体では、法律上同性のカップルも公営住宅への入居が可能とするところもあるが、このような取

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

扱いが確実に保障されているわけではない(甲A797)。さらに、そもそも公営住宅の数は民間住宅に比べて圧倒的に少ないため、入居を希望しても必ずしも入居が叶うわけではない(甲A827)。

家主が法律上同性のカップルの入居に拒否的という物件の存在は直近でも報道されている。2024年10月2日、福岡市の不動産会社が扱う賃貸物件の紹介資料で、入居者の募集条件に「LGBT不可」という項目を掲げているケースが複数あることが確認されたとの報道がなされている(甲A828:朝日新聞「ペット不可と同列に「LGBT不可」賃貸物件の表記に当事者は絶句」)。福岡市は、市としては性的マイノリティ当事者やその家族等に対する支援事業と、市民や企業等に対する教育・啓発事業を2つの柱とする性的マイノリティに関する支援方針を策定し、パートナーシップ宣誓制度を導入している。それでも賃貸物件の紹介資料で、入居者の募集条件に「LGBT不可」とする物件が複数あるというのであるから、法律上同性のカップルが不当に入居を拒まれやすい状況は、パートナーシップ制度等によって解消・軽減していると到底言えない。

他の自治体でも、パートナーシップ制度利用者を対象にしたアンケートで、パートナーシップ制度を利用しても偏見のために賃貸物件に入居できなかった事例が寄せられている。

「同性カップルを理由に、賃貸を断られた」(甲A803・2頁)

「アパートを借りようとしたとき、大家さんが証明書のことを取り合ってくれず、賃貸の申し込みを断られたことがある」(甲A798・スライド62)

全国弁護士連絡会の調査(甲A318)でも、

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

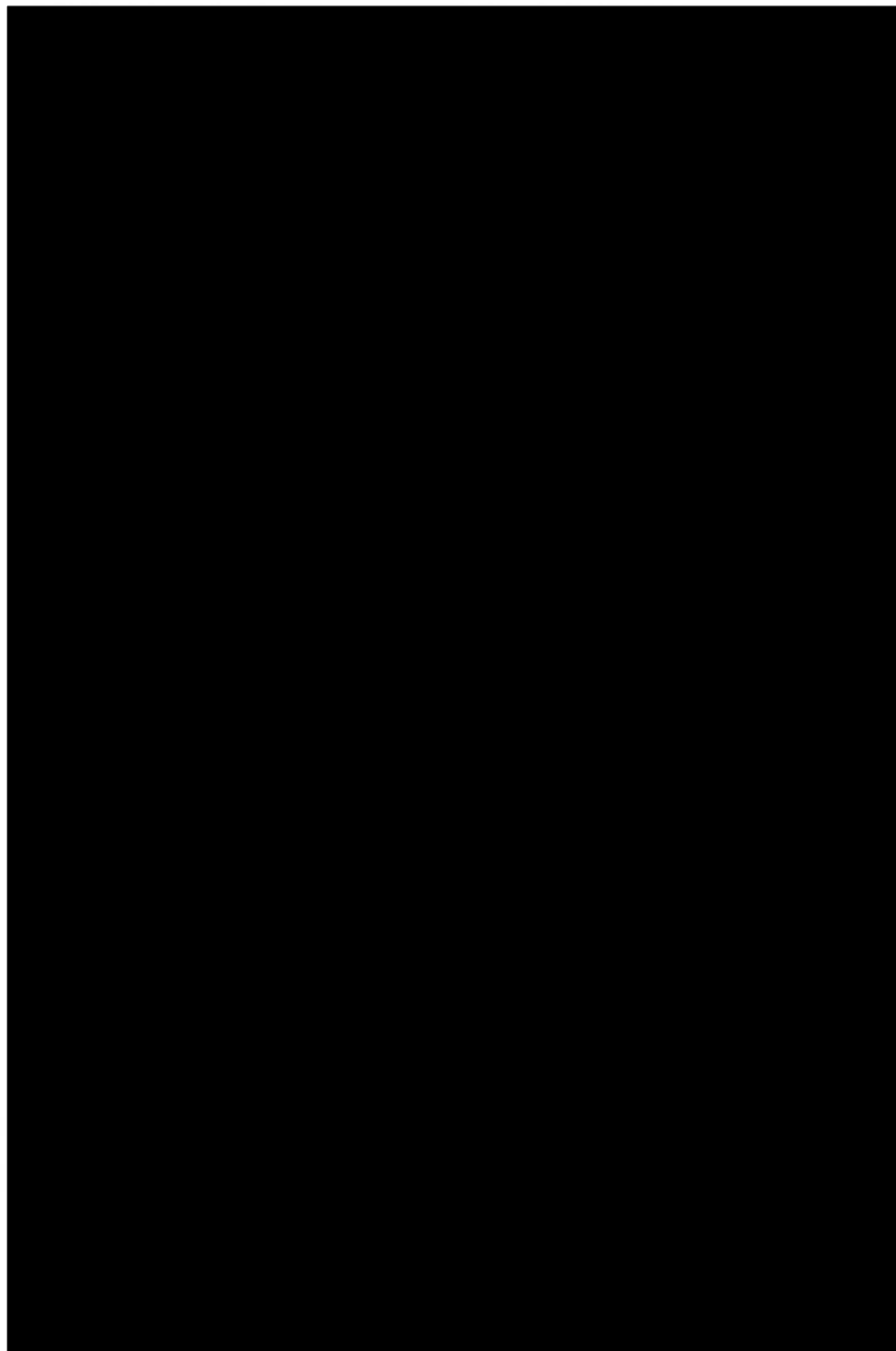
との回答が寄せられた。

(2) 不動産購入

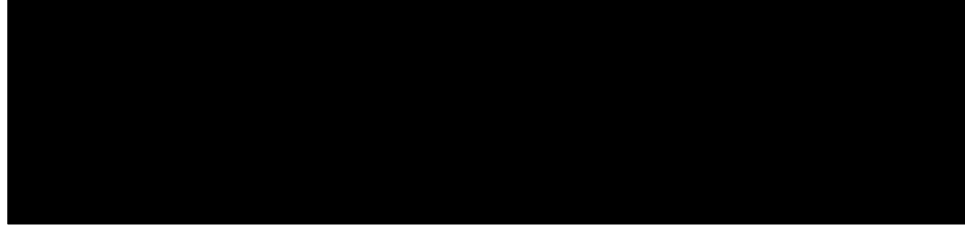
法律上同性のカップルが不動産を購入する際の住宅ローンにおいて、法律上同性のカップルを配偶者と同様に扱うことを打ち出している金融商品も近年増えているものの、法律上の夫婦と比べれば選択肢は少ない。さらに、法律上同性のカップルを法律上の夫婦と同様に扱うにあたって公正証書を作成していることを利用条件とする金融商品もあり、その場合には、公正証書を作成するために時間的・経済的な負担がかさむ。この点では、不利益のごく一部を解消するために、法律婚している夫婦には生じない不利益を被っているとすらいえる。

全国弁護士連絡会の調査(甲A318)では、以下の回答が寄せられた(別表⑥)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。



【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。



8 被災時の不利益

(1) はじめに

日本は、台風、大雨、大雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火等の自然災害が発生しやすい国であるが、災害時には、より脆弱性の高い災害時要配慮者に偏った被害が発生するという課題がある。この点、例えば、ジェンダー問題に関しては、2020年5月に「災害対応力を強化する女性の視点 ～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が策定されるなど、ジェンダー平等な防災・復興の実現をめざす動きが加速している。そういった動きの中で、性的マイノリティに対する取り組みはあまり進んでいないことが指摘されている(甲A829「LGBTQ+報告書v5」・1頁)。

以下、性的マイノリティの災害レジリエンス研究チームが行った被災した性的マイノリティへのインタビュー調査に見られる被災時の具体的な不利益を述べる。

(2) 仮設住宅や復興住宅への入居

法律上同性のカップルは、法律婚と異なり、法的な家族ではないため、仮設住宅や復興住宅で一緒に暮らすことができないおそれがある。

「LGBTQ+報告書」(甲A829)では、「自治体の方に災害用の仮設住宅に同性カップルが一緒に住めるかどうか確認したところ、『必要なら考える』と言われた。法律上の家族がバラバラになると、必要だと思い行動するはずなのに、同性パートナーにそれが必要だということすら理解されないのはとても辛い。自分が家族と一緒に暮らせない

場合、辛くないのか？ なぜ後回しにされるのか？ パートナーシップ制度を取り入れていない自治体では一緒に暮らせる可能性が低いと思い絶望感を感じた。」、「仮設住宅では、以前一緒に住んでいた人と同じ場所に住むことができるが、復興住宅は公営のため、法的な家族でなければ同じ場所に住むことができない。何十年も一緒に暮らしているのに日本では同性婚が認められていないので、婚姻関係を結ぶことができない。それなのに戸籍の問題だけで一緒にいれないのは辛すぎる。」という声があった。

(3) 安否確認

医療における診療情報の説明や同意の問題とも共通する問題として、個人情報保護との兼ね合いで、安否等の情報の伝達を法的な親族に限るおそれがある。

LGBTQ+報告書では、「災害時パートナーの安否が分からず、誰にも言えず、心配で居ても立ってもいられずに何日も瓦礫の中を1人で探しに行き、2次災害に巻き込まれた人も多い。同性パートナーの場合、戸籍上の家族とみなされず安否確認もできない。」という声があった。

後述のとおり、パートナーシップ制度利用している法律上同性のパートナーに対し死亡者情報を提供することを明言している自治地は乏しい。

(4) 法律上同性のパートナーの子ども

上記「第3. 5 (6)」で述べたとおり、法律上同性のカップルのうち一方の実子を二人で育てている場合に、実親側が死亡した場合には、遺されたパートナーが子に対して親権等をもたないことによる混乱が生じる。被災時には、そうした事態が生じる危険性がいっそう高まる。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

LGBTQ+報告書では、「同性のパートナーとパートナーの子どもとは生まれた時から家族として暮らしている。パートナーと子供は戸籍上の親子だけど、私は、戸籍上は2人とは赤の他人。産みの親ではない私は子供と生まれた時から長年一緒に家族として暮らしているにも関わらず、現状の法律では子どもとの間に法的な関係がもてないため、血のつながりがないという理由だけで、子どもが里子や施設に出され、家族が引き裂かれてしまう可能性が高い。もし、パートナーに何かあった場合、子供はどうなるのだろうか」と常に不安を感じている。」という声があった。

また、上述の安否確認の問題とも関連する問題として、たとえファミリーシップ制度を利用していたとしても、法律上同性のパートナーとの連れ子の安否確認ができるかは明らかではない。例えば、ファミリーシップ制度を導入している名古屋市では、「ファミリーシップ宣誓をしなくても利用可能な行政サービス等」と「ファミリーシップ宣誓をすることで利用可能となる行政サービス等」が公表されているが、災害についての記載は「罹災証明書」と「災害見舞金」のみであり、安否確認ができるかは不明である。

(5) パートナーシップ制度により利用できる行政サービスとして被災時の支援を明言していない自治体が圧倒的多数であること

東京都のパートナーシップ制度利用によって都内区市町村の事業で利用可能となるものの一覧(甲A825)では、被災時の支援に関する項目はいくつか確認できるものの、乏しく、全ての区市を網羅するものにはなっていない。一覧に明記されているのは以下の事業のみである(スライド39~47)。

新宿区：災害被災者への弔慰金の支給(308番)

杉並区：小災害被災者見舞金・弔慰金の支給(326番)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

豊島区：防災業務従事者遺族補償金、小災害見舞金の支給
(329～330番)

北区：保有死者情報の開示請求(331番)

荒川区：小災害弔慰金の支給(332番)

練馬区：災害弔慰金の支給、災害見舞金の支給(335～
336番)

三鷹市：災害見舞金(346番)、り災証明書(348番
)

国分寺市：死者情報の提供(360番)

国立市：災害見舞金の支給(361番)

渋谷区のパートナーシップ制度利用者アンケート(甲A798)では、パートナーシップ制度を利用していることで適用可能としてほしい行政サービスや行政サービスでパートナー関係を認知してほしいものとして以下の要望が寄せられた

「同性パートナーへの災害弔慰金の支給」80.0%

「被災証明書・罹患証明書の交付」65.7%

「仮設住宅や災害公営住宅への入居要件」65.7%

「避難所の運営」57.1%

渋谷区のように先進的にパートナーシップ制度を導入した自治体ですら、被災時に法律上同性のカップルを家族として扱うかについては明言されておらず、万が一被災した際の見通しがもてないことについて、制度利用当事者も不安を抱えていることがわかる。

また、埼玉県内の市町村のパートナーシップ制度の整理(甲A797)でも、「利用可能な行政サービス一覧」にそもそも被災者支援に関する項目はない。その他自由記述欄に災害対応関連の項目が記載されて

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

いる自治体は、制度実施自治体全62か所のうち、たった8か所にすぎない(約12.9%)。その内容は以下である。

狭山市：災害扶助金、災害時避難施設利用給付金

深谷市：り災証明書(火災)の交付申請について、同居している場合、親族として申請が可能

蕨市：罹災証明の発行(同一世帯が要件)、災害弔慰金

北本市：災害見舞金等支給制度

三郷市：災害時における安否情報提供

吉川市：罹災証明書の申請、受領

白岡市：災害見舞金の支給

杉戸町：災害見舞金の交付

したがって、パートナーシップ制度を利用していても、被災した際に家族として扱われない自治体や扱われるかどうか不明という自治体が圧倒的に多く、上述のように何らかの対応を明言している自治体でも被災時に必要となりうる行政サービスの全てを網羅しているわけではない。

(6) 小括

以上のとおり、被災時に、法律上同性のカップルや家族は、法律婚や事実婚にある法律上異性のカップルと比して、より困難な状況に置かれる。このような不利益は、パートナーシップ制度等により解消されるものではない。

9 小括

以上のとおり、パートナーシップ制度等の導入自治体が拡大している今日においても、効果面の限界、利用範囲の限界、手続きに関する制約が大いにあり、種々の不利益は解消されていない。自治体や企業等で、不利益の解消を図る動きがあるものの、個々別々のものであり、法律上同性のカ

カップルは、法律婚ないし事実婚にある法律上異性のカップルと同様に取り扱われるかどうかの不安を常に抱えているのである。

法律上同性のカップルが婚姻制度を利用できない不利益が相当程度解消又は軽減されているとはとうていいえない。

第5 様々な不利益の総体が人生全般にわたる不利益であり、生命身体を損なう結果につながる危険があること

1 日々不利益が累積していくことの重大性

上述のとおり、国内の様々な自治体や民間事業者が、法律上同性のカップルが受ける不利益を解消・軽減すべく取り組みを展開している現状においても、法律婚制度から排除されていることによる不利益のうち解消・軽減できているものはごくわずかである。

生活場面において、不利益の解消・軽減の余地の有無や解消・軽減の程度は異なるので、上記「第4」では、生活場面ごとに論じた。しかし、それら不利益が法律上同性のカップル当事者に及ぼす影響を正確に捉えるためには、これら不利益（あるいは不利益がいつか現実化するかもしれない不安感・生活の不安定さ）が日々生じ続けているという総体をとらえる必要がある。

上記「第3. 6 (1)」で、就労先の福利厚生において、同じ職場で同じように働く同僚との間で、パートナーの性別によって扱いに差があるということが経済的な不利益だけでなく精神的にも重大な不利益であることを論じたが、同様に生活全般にわたって精神的な不利益を生じさせている。マイクロアグレッションという概念で近年整理されているように（甲A830）、1つ1つの不利益が必ずしも生活や人生に決定的な被害をもたらすものでなかったとしても、性的指向を理由に常に法制度から排除され続け不利益を続けることは、生活全般の幸福感や自己肯定感に悪影響をもたらす。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

この悪影響は、ひいては、精神疾患や自死の高リスク（甲A50～52、A816、A831）にもつながっている。医療や福祉という直接的に生命身体に関係する分野での不利益だけが生命身体に影響を及ぼすのではなく、様々な生活場面の不利益が総体として生命身体を損なうリスクにつながっている。

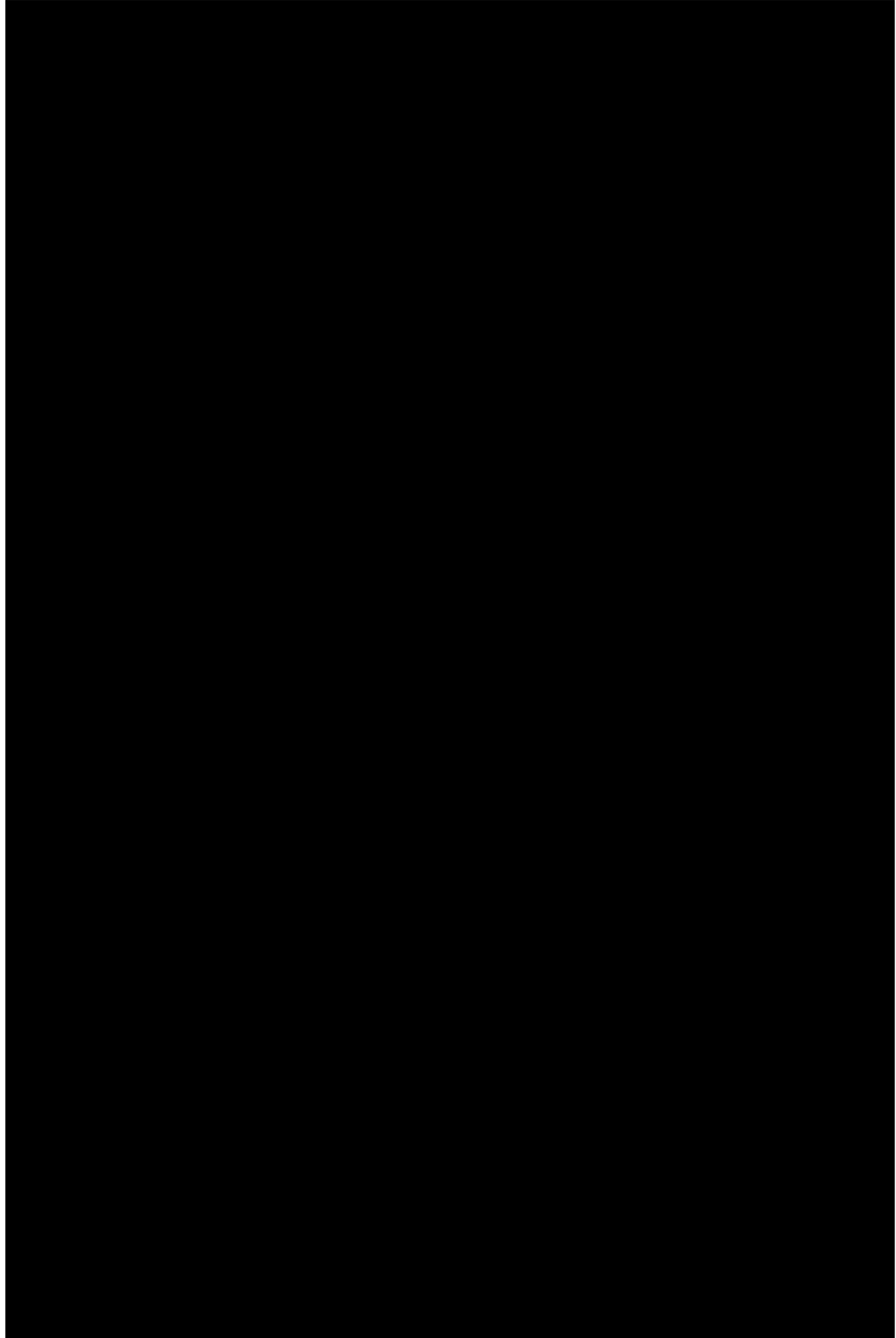
2 各種アンケートに寄せられた声

(1) 全国弁護士連絡会の調査（甲A318）

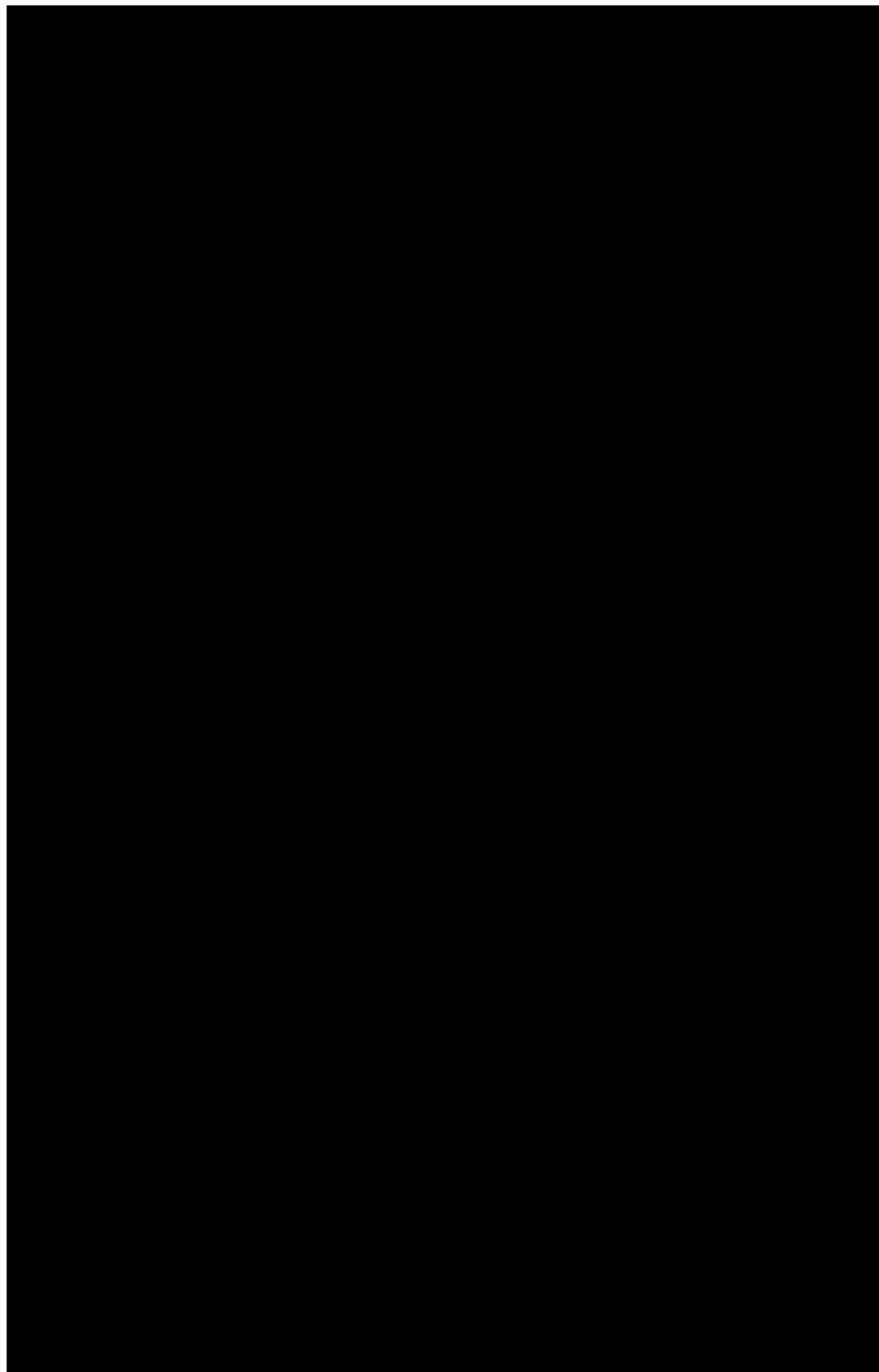
婚姻制度がないために生じている精神的・心理的負荷についても多数の回答が寄せられた（別表⑩）。以下、一部抜粋する。



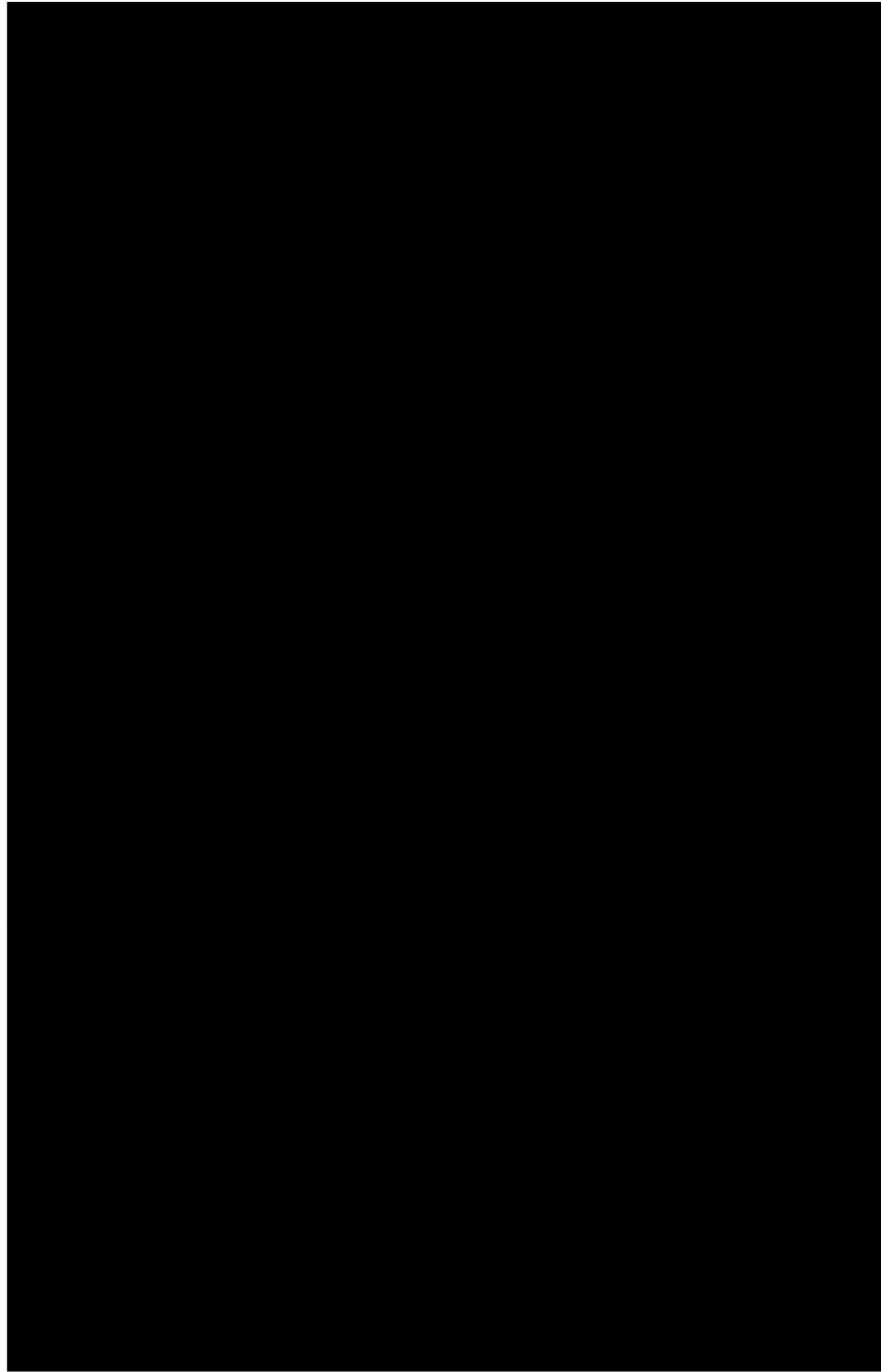
【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。



【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。



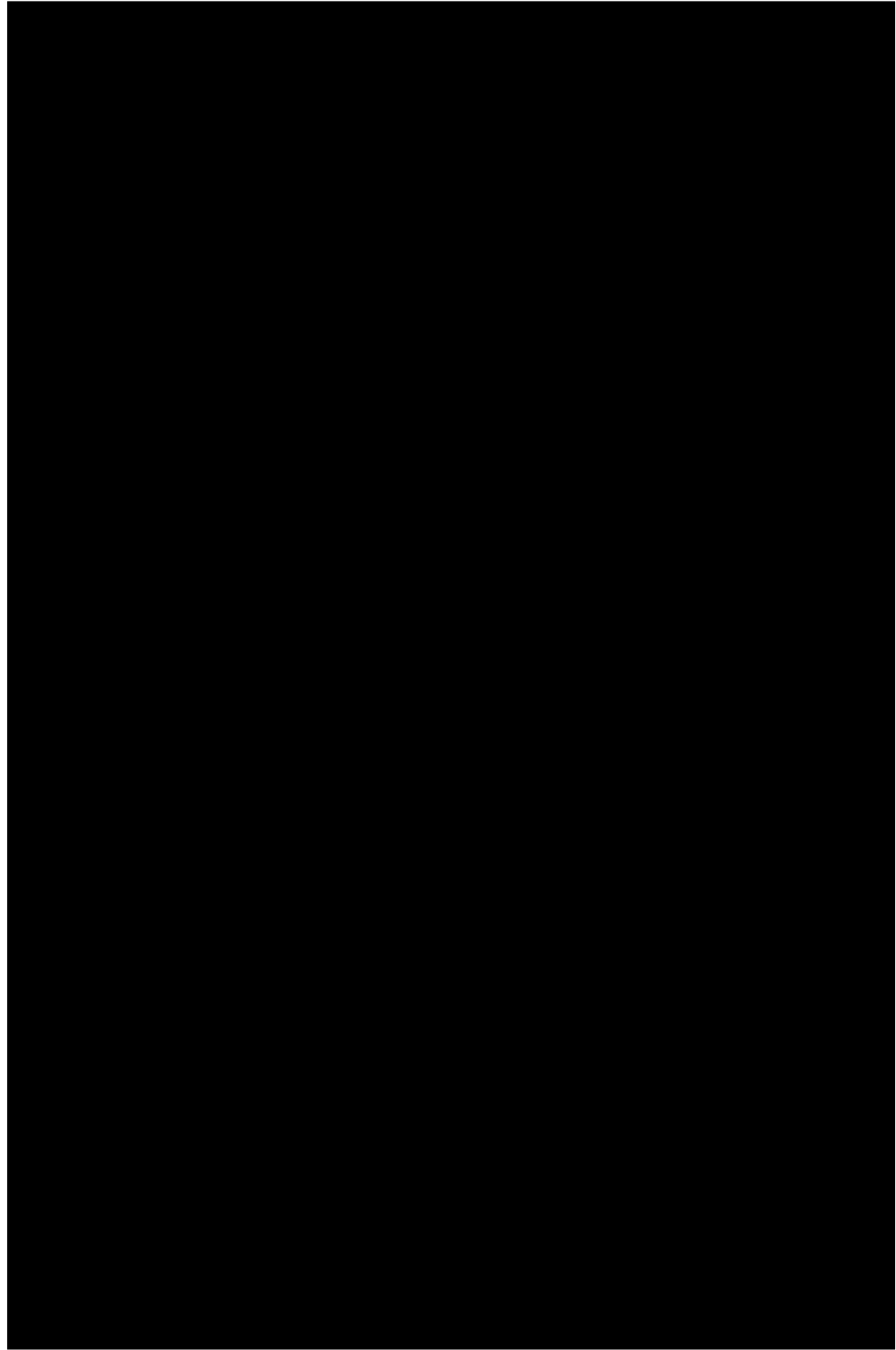
【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。



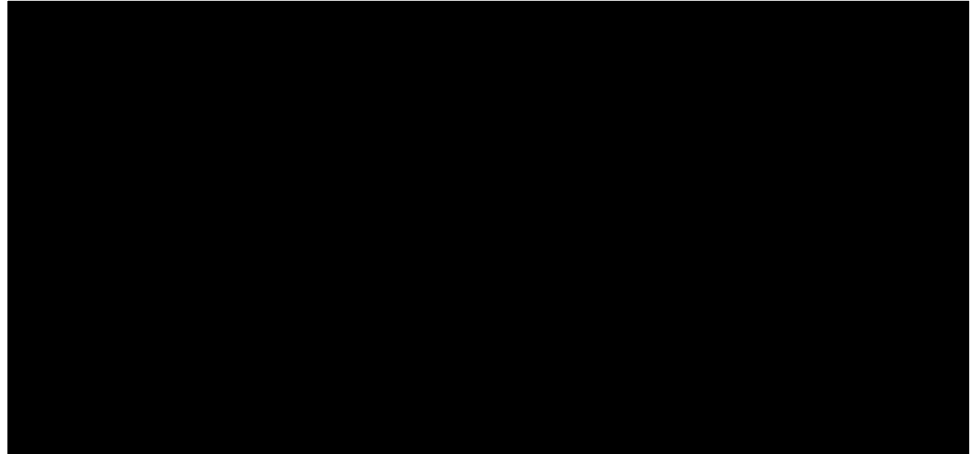
【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。



【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。



【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。



同調査では、将来に対する不安についても多数の回答が寄せられた
(甲 A 3 1 8・別表④)。

(2) 東京都総務局実施のアンケート(甲 A 8 3 2・15～16頁)

以下の回答が寄せられた。

「職場でからかわれながら「ゲイでしょゲイでしょ」と告白を強要する
ようなコミュニケーションに苦痛を感じた。」

「同性に告白したら「私は普通の人だから」と言われて、自分は普通
じゃないんだと傷ついた。」

「家族仲が良いからこそ、大切な家族に自分自身のことを知られない
まま死んでいってしまうのが、申し訳ないと感じて、カミングアウトし
たが、拒絶はされなかったものの、カミングアウト自体を無かったこと
とされた。」

「友人との間に心理的な壁を感じ、自分のセクシュアリティのために
理解してもらえないと思って心を許せる気が感じられないこと。」

「周りの人が離れていくかもしれないと思うと悩みが深いときでも誰
にも相談できない。」

「親族に見合いを執拗に迫られカミングアウトをしたら、病気だから
治ると言い、その後は無視されている。」

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

「自分の性的指向を自覚していなかった小学生のときにレズビアンであると噂が広まり、教員に呼び出され注意された。同性愛は悪いことだと勘違いしてしまった。」

「理解してほしいとは思わないが何も知らないくせに差別やいじめてくるのは辛い。」

「親に対してずっと嘘をついているような気持ちになった事があり辛かった。」

「死にたいけど怖くて死ねない葛藤。相談相手がいればいくらか楽になったかもしれないがその相手もない状況。」

「友達はあるが自分のセクシャリティーをカミングアウトしていないので、自分の悩みを正直に話す場所がない。」

「男女の夫婦なら色々な制度があるが、同性だと一切補償をしてくれない。」

「同性は婚姻関係になれないから別々に世帯主になってどちらかの名前で審査するしかないと言われました。」

「マジョリティ同等の公的支援を受けられないこと。」

「男女の夫婦なら色々な制度があるが、同性だと一切補償をしてくれない。」

「一緒に暮らし始めるため、賃貸住宅を探していたときに、男性二人では貸せないと言う物件がほとんどだった。」

「パートナーと同居してもルームシェアという言い訳をしていた。自分たちにとっては家庭だったが、家族から見たら気ままな独身という立場だった。社会的に自立しているのに、自立さえできない姉妹が結婚した途端に家族内での立場が最下層になった。難しい仕事をしていて、親の援助もしていたが、結婚していないだけで軽く扱われることが辛かった。」

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

(3) 藤沢市パートナーシップ制度利用者アンケート (甲A801)

以下の回答が寄せられた(6頁)。

「法律上の婚姻をしていないことによる困りごとはありませんか。ある場合は、その内容を記入してください。(自由記述)」という質問に対し、以下の回答があった。

「社会生活で同性婚が法律上認められないため、自分が社会に属さない気持ちになる。」

「生活実態に大きな違いは無いはずなのに、他者の判断によって差をつけられること。」

「サービスを利用する際など、いちいち家族として扱ってもらえるか確認が必要である。」

3 同種事案における東京高等裁判所判決の指摘

2024年10月30日、本件と同種事案について、東京高等裁判所が判決を言い渡した(甲A710)。

この判決は、婚姻制度を利用することによって享受可能となる利益や、当該利益を法律上同性のカップルが享受できないという不利益について、次のとおり指摘した。

「婚姻をすることで、配偶者としての法的身分関係が形成されると、それにより当然に生ずる民法その他諸法令に定められた法的効果を享受することができることのみならず、居住、就労、療養その他の社会生活上の様々な場面において、配偶者として公認された者と扱われること自体により、共同生活の安定と人生の充実を得ることができることに照らすと、本件区別によって性的指向が同性に向く者に生ずる不利益は重大なものである。」(51頁)

「性的指向が同性に向く者にとっても、自らの自由意思により人生の伴侶と定めた相手との永続的な人的結合関係について配偶者としての法的身

分関係の形成ができることが、安定的で充実した社会生活を送る基盤を成すもので、個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益であることには変わりがなく、その利益は十分に尊重されるべきものである」(52～53頁)。

「同性婚が認められていない我が国では、地方公共団体においてパートナーシップ制度を導入する動きが急速に広がり、これまでに導入自治体は442(全人口の約85%の居住地域)に達している。また、民間企業においても、同性間の人的結合関係を婚姻関係と同等に扱う動きが広がっている(前記1(5))。地方公共団体のパートナーシップ制度は、婚姻制度のように法的な身分関係の形成とこれに伴う種々の権利義務の発生という法的効果を生じさせるものではなく、当事者間の関係に社会的公認を与えるものとして一定の効果があるにとどまるが、それにもかかわらず、近年急速に全国各地でその導入が進んでおり、民間企業においても上記のような動きがある事実は、同性間の人的結合関係に社会的公認を受けたいという要請の存在と、地方公共団体や民間企業においてそれを受け止めるべきであるという認識が広がっていることを示すものであるといえる。」(54頁)

「婚姻及び家族に関する事項は国の伝統や国民感情を含めた社会状況における種々の要因を踏まえて定めるべきであることを考慮しても、性的指向という本人の意思で選択や変更をすることができない属性により個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益の享受の可否につき本件区別が生じている状態を現在も維持することに合理的根拠があるとはいえない。」(55頁)

すなわち、東京高等裁判所も、婚姻制度の利用によって得られる利益は、「社会生活上の様々な場面」で「共同生活の安定と人生の充実」をもたらすものと把握し、「安定的で充実した社会生活を送る基盤を成すもの

で、個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益」と評価している。そして、その重要な法的利益を享受できないという不利益について、地方自治体のパートナーシップ制度や民間企業の取り組みによっては解消・軽減されていないことを前提に違憲審査を行っている。

4 小括

各種アンケートに寄せられた言葉からも、法律上同性のパートナーがいる者は、個別の不利益だけを問題に感じているのではないことがわかる。

法律上異性のカップルであれば苦勞なくスムーズに享受できる利益を享受できないという経験を日々様々な場面で繰り返し、法制度という後ろ盾がないことでその理不尽な経験を周囲に安易に語ることもできないという生活を送っている。その生活全体を通して、社会から拒絶されているような疎外感や孤独感、周囲に嘘をついて偽っているという罪悪感、二流市民として扱われる劣等感などを抱き続けている。

民法上の制度や、パートナーシップ制度、企業の取り組みなどで個別の場面で不利益が解消できるものがあるとしても、特別な制度で限られた場面でのみ不利益の解消・軽減の余地があるという地位に置かれることそれ自体が、「あなたは社会や法制度で本来想定されていない存在である」というメッセージを暗に突きつけることになり、人生や人格全体にわたる見過ごせない不利益を招いている。

この不利益全体から解放されてこそ、東京高裁判決のいう「安定的で充実した社会生活を送る基盤を成すもので、個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益」を享受することが可能になる。

第6 結論

法律上同性のカップルが法律婚制度から排除されていることで被る不利益、そして原判決が違憲性を指摘する「同性カップル等の婚姻を認めず、また、法律上、同性カップル等が婚姻による法的利益と同様の法的利益を

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

享受したり、社会的に公証を受ける利益を享受したりするための制度も何ら設けられていない」(原判決41頁)状況による不利益は、民法上の制度や自治体のパートナーシップ制度、民間事業者の取り組みが拡大しつつある現状をもってしても、解消・軽減しているとは言えない。

個別の場面における不利益では、解消・軽減しうるものも生じているが、生活全般においては非常に限られた場面だけのことであり、解消・軽減の程度は乏しい。そして、社会の中で「普通」の性のあり方とされてきた性の者であれば当たり前に享受できる利益について、享受を拒まれる立場に置かれているということが人生や人格の全体にわたって与える負の影響は、個別の制度や取り組みによって克服されるものではない。

控訴人らをはじめ、本件と同種の「結婚の自由をすべての人に」訴訟の各地の原告(控訴人・上告人)らや、同訴訟に期待を寄せる法律上同性のカップル当事者たちは、特別な制度を求めているのではない。平等を求めている。この社会でパートナーをもち生活する者のほとんどが当たり前に享受している立場を同じように享受することを求めている。それは、個別の場面ごとに特別な制度を用いることでは不利益を解消できないからというだけでなく、個別の場面ごとに特別な制度を用いて不利益の解消を試みることを日々強いられること自体が、不平等だからである。

平等に人権が保障された存在として、安心して尊厳を守られて生きていくことのできる制度こそが必要であり、それは、同じ社会で暮らす多数が当たり前に利用できる制度に包摂されることが必要であることを意味する。

原判決は、法律婚制度に法的効果だけでなく社会的効果や精神的効果があると把握することで不利益の全体像に目を向け、違憲状態にあるとの判断を導いた。また、令和6(2024)年10月30日、東京高等裁判所は、本訴訟関連訴訟である東京一次訴訟に関し、「婚姻をすることで、自

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第2回期日(20250128)提出の書面です。

らの自由意思により人生の伴侶と定めた相手との永続的な人的結合関係について配偶者としての法的身分関係の形成ができることは、安定的で充実した社会生活を送る基盤を成すものであり、個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益として十分に尊重されるべきもの」であり、法律上同性のカップルとの関係においても、「男女間の関係におけると同様に十分に尊重されるべきもの」としたうえで、現行法令が、「同性間の人的結合関係については、婚姻の届出に関する民法739条に相当する配偶者としての法的身分関係の形成に係る規定を設けていないことは、個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益について、合理的な根拠に基づかずに、性的指向により法的な差別取扱いをするものであって、憲法14条1項、24条2項に違反するというべきである」と判示した(甲A710)。さらに、同年12月13日、福岡高等裁判所は、本訴訟関連訴訟である九州訴訟に関し、「互いに相手を伴侶とし、対等な立場で終生的に共同生活をするために結合し、新たな家族を創設したいという幸福追求の願望は、両当事者が男女である場合と同性である場合とで何ら変わりがないから、幸福追求権としての婚姻の成立及び維持について法的な保護を受ける権利は、男女のカップル、同性のカップルのいずれも等しく有している」と述べたうえで、「幸福追求権としての婚姻の成立及び維持について法制度による保護を受ける権利は、憲法13条によって保障され、裁判上の救済を受けることができる具体的な権利であり、同性のカップルについて婚姻を認めていない本件諸規定は、同権利を侵害し、憲法13条、14条1項及び24条2項に違反する」と判示した(甲A835)。

本件においても、法律上同性のカップルが受ける不利益の総体に真摯に向き合って頂き、公正な判決を導いて頂きたい。

以上